

令和3年12月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

令和3年12月中川村議会定例会議事日程（第1号）

令和3年12月7日（火） 午前9時00分 開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第1号 中川村工場立地法の緑地面積率等に関する準則を定める条例の制定について
日程第5 議案第2号 中川村奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6 議案第3号 令和3年度中川村一般会計補正予算（第6号）
日程第7 議案第4号 令和3年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第8 議案第5号 令和3年度中川村下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第9 一般質問

出席議員（9名）

- 1番 片桐邦俊
2番 飯島寛
3番 松澤文昭
4番 大原孝芳
5番 松村利宏
6番 中塚礼次郎
7番 桂川雅信
8番 柳生仁
9番 （欠員）
10番 山崎啓造

6番 中塚礼次郎

- (1) 小中学校女子トイレへの生理用品設置について
(2) 新生児が1歳になるまでの未満児保育の拡充を
(3) 石油製品高騰による緊急の生活・福祉施設・農業用暖房施設への支援を
(4) 米価大幅下落による米販売農家への支援策を
(5) 県・市町村による通学路合同緊急点検結果への対応策について

7番 桂川雅信

- (1) 環境過敏症対策を「環境にやさしい村づくり」に取り組む第一歩に
(2) 村内建設事業者の継続的な事業断続を支えるために。
(3) 茅野市土石流災害の教訓を学び活用を
(4) 坂戸橋竣工90周年記念事業の予算化について

3番 松澤文昭

- (1) 中川村への移住定住を促進するために、地域価値を総合的に高める取り組みと人口減少の歯止め対策についてPart2

5番 松村利宏

- (1) 防災・減災（茅野市・岡谷市の土石流の教訓及び村の森林づくり）について
(2) 活性化・人口減少対応（筋力トレーニング、牧ヶ原の運用）について

1番 片桐邦俊

- (1) 担い手農業者への支援としての労働力確保対策について
(2) 通学路の点検結果内容と今後の対応について

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	富永和夫
教育長	片桐俊男	総務課長	中平仁司
地域政策課長	松村恵介	会計管理者	半崎節子
保健福祉課長	眞島俊	住民税務課長	宮崎朋実
建設環境課長	小林好彦	産業振興課長	松澤広志
教育次長	桃澤清隆	環境水道室長	

職務のために参加した者

議会事務局長 井原伸子
書記 座光寺 てるこ

令和3年12月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和3年12月7日 午前9時00分 開会

- 事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)
- 議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)
- 御参集御苦労さまでございます。
- ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年12月中川村議会定例会を開会します。
- ここで議案の訂正があります。
- 議案第3号の差し替えをお手元に配付しておきましたので、差し替えをお願いいたします。
- これから本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。
- ここで村長の挨拶をお願いいたします。
- 村長 おはようございます。(一同「おはようございます」)
- 中川村議会12月定例会の開会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、それぞれに御多用の中、全員定刻に御参集をいただき、誠にありがとうございます。
- 開会に当たりまして、1年前の定例会で行いました挨拶を振り返り、1年前の状況と今日との比較をしてみました。
- まずコロナの感染状況です。
- 一年前は、第3波の波は上伊那地方にも及び、11月7日以降、連続して発症者が報告されておりました、村でも12月末に2名の感染報告がされましたが、濃厚接触者を追跡しPCR検査250検体余を行ったところ、終息に向かうものとの判断を上伊那振興局はしております、直近の1週間の感染者数が引上げの基準となる18人を超えていないことから、警戒レベルは3に据え置いておりますけれども、誰もが感染する可能性がある状態は依然として続いていることに変わりはなく、感染予防の基本を守る生活を続ける必要があると感じておりますと申し上げております。
- 今は、一年前の第3波とは比べようもない第5波を経験しまして、感染者2万5,000人超、死亡者65人、重症者2,223人の最高値を記録し、医療入院はパンク寸前で、自宅療養中に手当てされることなく亡くなる方も続出いたしました。
- しかし、実効再生産数は、7月下旬の4連休後、感染者増加や医療逼迫の状況の報道が危機感を持って行われた結果、人々の行動変容が起きたこと、ワクチン接種者が経時的に増加し免疫を獲得する人が増えたことも収束、沈静化している現在につながったとの見方がされているようであります。
- 気がかりなことは、年末年始にかけての人々の行動変容が気の緩みで元に戻らないことと、アフリカ南部で見つかったとされるオミクロン変異株は感染力がデルタ株よ

り強く免疫が認識できるか不明であること、重症化も不明なものであり、日本での感染拡大もあり得るため、政府は、11月30日午前0時から1か月間、外国人入国禁止措置を取り、1日当たりの入国者数を5,000人から3,500人に制限するなど水際対策に踏み切ったところであります。

このような中で、11月30日、アフリカ南部の入国者1名からオミクロン株の感染が確認され、続いて2例目の感染の方も確認されました。

さらに、昨日、イタリア滞在歴のある日本人の感染が初めて確認されたことで3人目のオミクロン株の特定となります。

今や世界で40か国を超える国々が入国の制限、禁止、入国後24時間以内のPCR検査の義務づけなど厳しい措置を取るとともに、人の集まりにも制限を加えるなど、拡散防止、封じ込めを行っております。

日本は、日常生活でのマスク着用、手指消毒、十分な換気、密集を避ける集まりの工夫の呼びかけに従い、ここまで新たな発症者を抑え込んできましたが、引き続き自らの行動を律することを私たちは続けていかなければならないものというふうに思います。

経済活動の活発度をはかる伊那公共職業安定所の公表有効求人倍率の比較では、今年10月が1.52倍で昨年10月比0.68ポイントプラスと大幅に改善し、南信平均1.45倍を超えております。

産業別新規求人数は、管内1,431人で前年同月30.8%増と、底を記録しました1年前からはかなり回復を見せております。

また、製造業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉、サービス業で前年同月を上回っております。

中川観光開発株式会社の経営状況につきましては、令和2年7月1日から令和3年6月末日までの第51期事業報告及び決算報告について後ほど説明をさせていただきますが、村から委託管理料として12月に1,090万円、今年の5月に1,500万円の合計2,590万円の支援をいただいたほか、運転資金の確保のため総額1,500万円の増資を行い、村から1,000万円の株券購入をしていただくなど、あつい財政支援をいただいたにもかかわらず、結果として783万円の赤字となってしまいました。

今期、第52期も、7月以降は新型コロナ第5波の影響によりまして、学生合宿を含めて繁忙期である夏季の宿泊利用者数の大幅減により厳しい経営状況が続いておりますが、第5波の収束、沈静化に合わせまして、首都圏、中京圏から、また県内からお客様が来られる動きが始まりつつありまして、12月から年始にかけての宿泊、小宴会等のお客様をしっかりとつかむべく、毎月の売上げ目標を立て、結果の分析と翌月の計画を立てて取り組むことを始めております。

農業につきましては、果樹につきましては4月の凍霜害によりリンゴはさび果、収量減となった梨園も多く、JA上伊那はさび果を集荷、箱詰めし「訳ありふじ」として販売を考えているようであります。村としても若干の支援をしていきたいと考えております。

令和3年産米の作柄は、出穂期直後の長雨などにより作況97となりました。

令和3年産米の販売状況は、需要減少が進む米離れに2年続くコロナ禍が追い打ちをかけ、コシヒカリ1俵1万3,800円、前年比1,200円減の販売となっているようがあります。

影響は深刻でありまして、大きな米農家ほど収入減となることは必至です。今後も影響が続くことに対して村としても対策を考えねばと思っておる次第であります。

10月23日には1年延期しましたなかがわ産業祭がチャオ周辺で開催されました。商工祭、収穫祭を従来のようにそれぞれ2つの催しを合わせた規模でとはいきませんが、とにかくできることを工夫してにぎわいを呼び起こすことで初期の目的は果たしたのではというふうと考えております。

来年度初回の開催を踏まえて中川村の産業の特徴を生かした産業祭の開催が期待される場所です。

今年度からテントサイトを有料化した陣馬形キャンプ場は、11月23日をもって年間の終了をいたしました。宿泊したキャンパーは4,211人で、初期の計画を大幅に上回ったものになりました。

桑原キャンプ場は、施設を順次改修中ということもあり、利用者は2,165人ほどの実績であります。

本日の会議には、中川観光開発株式会社の経営状況についての報告1件、工場立地法の緑地面積率等に関する準則を定める新設条例、奨学基金条例の一部を改正する条例の2議案と令和3年度中川村一般会計補正予算及び後期高齢者医療特別会計補正予算並びに下水道事業会計補正予算の予算に係る議案3件について審議していただくものでございます。

補正予算に係る議案につきましては、コロナ禍の影響で個人村民税、固定資産税の減収を厳しく見積もっていたところ、額が確定をしたことと、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用し村民の消費喚起をするなかがわ生活応援商品券負担額を計上しまして、またふるさと応援寄附金の予想を上回る見通しの中で、次年度以降につなぐため基金を積み上げることなどが主な補正する内容でございます。

もう一つ、国の令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金支給事業成立を受けまして、年内支給ができるように、併せて3回目の新型コロナワクチン接種に係る予算、増水で大きく破損しました天竜川北島頭首工復旧工事費等を7号補正予算案として最終日に議案提出を予定しております。この時点でどうしてもお認めいただかなくてはならない議案でございます。

何とぞ慎重な御審議の上、全員の御同意を賜りますようお願い申し上げまして、定例会開会の挨拶といたします。

どうかよろしく願いいたします。

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は議会会議規則第127条の規定により8番 柳生仁君及び1番 片桐邦俊君を指名します。

○議長 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議しています。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長 (大原 孝芳) 過日行いました議会運営委員会について報告いたします。

皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本定例会の会期を本日12月7日から13日までの7日間とするものです。

次に日程ですが、本日は議案第1号から議案第2号までの条例案件、議案第3号から議案第5号までの各会計補正予算、以上については上程、提案理由の説明から質疑、討論、採決までをお願いします。

引き続き一般質問を行います。

8日は、午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

一般質問終了後、全員協議会を行います。

9日は委員会の日程としますので、その中で付託案件の委員会審査をお願いします。

10日は議案調査とします。

最終日の13日は、午後2時から本会議をお願いし、請願、陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決を行い、意見書等の発議がありましたら上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

なお、追加意見については、当日の日程でお知らせし、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いする予定です。

以上が今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願いまして、報告とさせていただきます。

○議長 お諮りします。

本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日から13日までの7日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から13日までの7日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査及び定期監査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、御覧いただき、御了承願います。

次に、去る9月定例会において可決されたコロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係各機関へ提出しておきましたので、御了承願います。

次に、本定例会までに受理した請願、陳情については、議会会議規則第92条の規定によりお手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、村長から行政報告の申出がありました。

報告第1号について説明を求めます。

○産業振興課長 なお、報告第1号 中川村観光開発株式会社の経営状況については後ほど時間を取り細部についての説明を受ける予定ですので、御承知おきください。

報告第1号の説明を求めます。

報告第1号 中川観光開発株式会社の経営状況についてを御説明いたします。

本件は、地方自治法の規定に基づき同社に係る第51期の営業報告及び決算並びに第52期の事業計画について報告するものであります。

報告書にありますように、新型コロナウイルスの感染者数はますます増加し終息にめどが立たない今、観光業や飲食業は極めて厳しい岐路に立たされています。

中川観光開発株式会社の第51期決算は、大変厳しい結果となりました。

最終損益は783万円の赤字と2年連続の大きな赤字となり、売上高は宿泊2,144万円、宴会500万円、その他売上げ2,787万3,000円、合計で5,431万5,000円、前年比53.4%と大幅な売上げ減となり、委託管理費の3,977万円がなければ持ちこたえることができない状況となりました。

資金面については、第三者割当てによる募集株式の発行を行い1,500万円の増資をして資金面の強化を行いました。

村からは委託管理料として、昨年12月に1,090万円、本年5月に1,500万円の追加を行い、その他、各種補助金、支援金などが入りましたが、コロナ禍での売上げ減少が大きく、結果として783万円の赤字となりました。

なお、従業員の雇用に関しては、昨年から引き続き国の雇用調整助成金等を申請し従業員の雇用と収入の維持を図りました。

新型コロナウイルスは終息が見えない中ではありますが、村といたしましても村内観光の中核としての機能をより発揮できますよう引き続き各方面からの御支援をお願い申し上げてこの場での説明とさせていただきます、詳細につきましては席を改め説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号 中川村工場立地法の緑地面積率等に関する準則を定める条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長 議案第1号について御説明いたします。

提案理由は、工場の新規立地、既存工場等の増改築及び設備更新を促進し、産業の振興と安定した雇用の維持、創出を図るため本案を提出するものであります。

条例の内容につきましては、工場の緑地・環境施設面積率については、工場立地法により緑地面積下限20%、環境施設面積下限25%が国の規定とする基準の範囲とされていますが、村が条例を定めることにより緩和が可能となり、それぞれ10%、15%に緩和します。

また、複数の区域にわたる場合や他市町村との区域にわたる場合についても必要な

事項を定めます。

○議 長 施行期日は公布の日からとなります。

以上、御審議のほどよろしく願います。

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 中川村奨学基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○教育次長 それでは、議案第2号 中川村奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

例規集は1巻の1728ページからとなります。

提案理由は、奨学金の貸与の額を増額するため本案を提出するものであります。

改正内容は、1人についての貸与の額を高等学校等在学生にあっては月額2万円以内から月額4万円以内に、それ以上の家庭にあっては月額4万円以内から月額6万円以内に、それぞれ増額するものであります。

施行は公布の日からとなります。

以上、御審議のほどよろしく願います。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

○7 番 (桂川 雅信) 私は今回の中川村奨学基金条例の改正案に対して賛成の立場から意見を述べます。

文部科学省は、11月19日、新型コロナウイルスの影響で今年4月～8月に大学や

短大を中退した学生が701人に上ったと発表しました。学生全体に占める割合は前年同期に比べてやや上昇し、8月末地点のコロナ禍を理由とする休学者も前年より増えております。

文科省はオンライン授業が続いたことによる孤立や経済的な困窮などが背景にあると見ており、きめ細かい学生支援を続けていくとしています。

全国の大学では、生活のために日常的にアルバイトを余儀なくされている学生が多数存在しており、コロナ禍で親からの仕送りが途絶えた上にアルバイト先から解雇されてしまった学生などが生活に困窮して退学や休学をしていると報告されています。

また、退学や休学の道を選ばなかった学生ども食費を切り詰めて生活を送っている切実な実態も報告されている一方で、大学内でも困窮学生に対する支援の輪が広がってきています。

高校生、大学生は日本の未来を託す大切な宝です。村の親元から離れて勉学に励んでいる学生諸君が困窮の果てにその道から外れるようなことがないように村としても最大限の支援が必要と考え、今回の条例改正に賛成するものですが、1つだけ今後の検討課題を述べておきます。

今回の改正で奨学金支給額が1.5倍となりましたが、償還期間は以前と同じままとなっています。大卒初任給から償還する金額が毎月2万円～3万円に上昇することは、かなりの負担感が出るはずで、支給額の1.5倍化と同時に償還期間も1.5倍にすることも今後関係者の意見も聴取した上で検討すべきと考えます。

以上で賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 これで討論を終わります。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。
お諮りします。
日程第6 議案第3号 令和3年度中川村一般会計補正予算(第6号)
日程第7 議案第4号 令和3年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第8 議案第5号 令和3年度中川村下水道事業会計補正予算(第2号)
以上の3議案について議会会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

○議 長 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
異議なしと認めます。したがって、日程第6 議案第3号から日程第8 議案第5号までを一括議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○副 村 長 それでは、議案第3号 令和3年度中川村一般会計補正予算(第6号)について御説明いたします。

初めに、冒頭議長から御案内がございましたが、今回事前にお配りした補正予算書について、内容に変わりございませんが、予算充当の関係で一部修正がございましたので差し替えさせていただきました。よろしくお願いいたします。

今回の補正予算の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業関連予算の追加、ふるさと応援寄附金の増額とそれに伴う諸経費の追加、原油価格高騰に対する支援事業予算の新規計上などです。

初めに、第1条 歳入歳出予算の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億320万円を追加し、総額を42億7,240万円とするもの。

第2条 地方債の補正は、第2表によるものであります。

1ページからの第1表 歳入歳出予算補正は、款項の区分別の補正額及び補正後の予算額であります。

少し飛んで5ページの第2表 地方債補正であります。緊急防災・減災事業債の廃止は臨時財政対策債へ財源を振り替えたことによるもの、追加は過疎債ソフト費2次分による村道維持管理事業の追加、変更は事業費増に伴う過疎対策事業債限度額の増額で、内訳は表に記載のとおりであります。

6ページからは事項別明細書になります。

なお、さきの全員協議会で概要を御説明しておりますので、主なものについて御説明させていただきます。

初めに歳入であります。8ページ。

1款 村税は今年度分の課税額決定による増額で、個人住民税は当初のコロナ禍での減収見込みより影響が少なかったため1,690万円の増であります。

9ページ、15款 使用料及び手数料は、実績見込みによる村営巡回バス使用料の減額。

10ページ、16款 国庫支出金。

国庫負担金、民生費国庫負担金は、障害者自立支援給付費の増に伴う国庫負担金の追加と児童手当国庫負担金の過年度精算分の追加であります。

国庫補助金の企画費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,364万8,000円は、追加で実施する新型コロナ感染対策事業に充てるため国から示されている限度額の範囲内で追加補正するものであります。

以下、各事業の補助金は補助金額の決定に伴う補正であります。11ページの教育費補助金、義務教育費補助金の3事業につきましては新たな補助金で、公立学校情報機器整備費補助金及びG I G Aスクールサポーター配置支援事業補助金は小中学校のICT環境整備に係るもの、学校保健特別対策事業費補助金は新型コロナ感染症対策等に係る補助金であります。

12ページの県支出金。

県負担金、社会福祉費負担金は、障害者自立支援給付に対する県負担金の追加。

以下、多面的機能交付金から各種県補助金につきましては補助額等の決定に伴う補正であります。農林水産業費の農業費補助金、農作物等災害緊急対策事業補助金 35 万円は、冒頭、村長の挨拶にございましたが、今年春先の凍霜害より被害を受けた果樹の販売支援に係る新たな補助金で、村の支援費に対して県が 2 分の 1 を補助するものであります。

農地等災害復旧事業補助金は、8 月豪雨により被災した竹ノ上の農業水路について、災害査定により補助対象事業費が決定したものと補助率増嵩に伴う増額であります。

13 ページの 18 款 財産収入。

財産貸付け収入は、牧ヶ原に現在建築中の警察官駐在所と工事現場事務所の土地使用料。

財産売払い収入 645 万円は、中田島の戸建て住宅 1 区画の土地と建物の売払い収入であります。

14 ページの寄附金。

教育費寄附金は、お母様が四徳の御出身で、これまでも四徳地区のジオラマや村の教育振興のためにと継続して御寄附をいただいております方から今年も 20 万円の御寄附をいただいたもので、ふるさと応援寄附金はこれまでの実績及び今後の見込みにより 4,000 万円を増額するものであります。

15 ページの 20 款 繰入金。

地域づくり基金繰入金 154 万円は、後ほど歳出で御説明をいたしますが、子育て支援の一貫として小中学校入学祝い金の事業に充てるため繰入れを行うものであります。

16 ページ、22 款 諸収入は、それぞれ収入見込みによる補正。

17 ページの 23 款 村債は、先ほど第 2 表の地方債補正で御説明した内容のもので、全体で 520 万円の追加であります。

続いて歳出について御説明いたします。

18 ページ、2 款 総務費であります。

文書広報費、CATV 事業の負担金は、エコシティ・駒ヶ岳施設内に設置をしてございます行政自主放送用サーバー修繕費に係る負担金。

財産管理費、庁舎管理費の工事請負費は、庁内電気配線の不具合が生じている箇所の改修工事費。

備品購入費は、冬季の感染症予防対策として顔認証検温装置、加湿機能付空気清浄機等を補充するものであります。

19 ページ、企画費。

企画総務費の交付金は、来年 3 月までの出生見込み児童数が当初の見込みより増えたため、子育て応援特別定額給付金 30 万円を増額するもの。

ふるさと応援寄附金関連事業は、ふるさと応援寄附金の収入増に伴う返礼品ほか諸経費の増額。

村づくり事業は、日本で最も美しい村連合の資格再審査に係る負担金 10 万円の追加と、今年度、中川村を主会場に開催の予定をしておりました定期総会が新型コロナの

影響でオンライン開催となったことから総会開催負担金 350 万円を減額するものと、地域づくり支援事業補助金につきましては申請件数の増により 40 万円を追加するものであります。

地方創生推進事業の 400 万円は、子育て世代住宅取得支援事業及び 3 世代同居等住宅新增改築等支援事業の申請件数の増により増額追加をするものであります。

20 ページの地域おこし事業は 815 万円の減額であります。特産品開発に係る地域おこし協力隊員が退任をしたこと、交流センターに関わる協力隊集落支援について当初予定した人数より少なくなったこと等による減額と、現協力隊員、支援員の活動実績見込みにより予算の調整を行うものであります。

21 ページ、交通対策費、バス等運行事業は、燃料価格高騰に伴う燃料費の増額。

防災対策費、需用費と委託料の増額は、避難所用感染対策用品等の補充と村防災ハザードマップ改訂版作成に係る予算の組替え等であります。

22 ページ、特定目的基金費は、ふるさと応援寄附金 4,000 万円を地域づくり基金へ積み立てるものであります。

23 ページ、3 款 民生費であります。

障害者支援事業は、療育センターの通園療育負担金、障害者自立支援給付費、地域生活支援事業等の扶助費で、全体で 1,905 万 6,000 円の増であります。

老人福祉費、老人福祉事業の交付金 100 万円は、全協で御説明いたしました燃料価格高騰により影響を受けている福祉事業所に対する支援金であります。

24 ページの老人福祉施設管理費の工事請負費は、いわゆる荘の機器及び施設修繕費の追加。

25 ページ、児童福祉費。

保育所費は、施設の修繕費、遊具の定期点検で指摘を受けた滑り台の撤去更新工事費、トイレ人感センサー設置工事費の追加等であります。

子育て支援事業は、つどいの広場支援員の人件費、加湿機能付空気清浄機の購入費等であります。

次に 27 ページの 4 款 衛生費であります。

母子保健事業の償還金、利子割引料は、前年度国庫負担金補助金の精算金。

予防費、予防事業の負担金は健康管理システム改修に係る上伊那広域連合の負担金、償還金、利子割引料は前年度国庫補助金の精算金であります。

28 ページの環境衛生費の土地購入費であります。針ヶ平へい獣処理場拡張工事に当たり、土地所有者の要望により整備箇所の土地を村が取得することとしたことによる追加。

片桐診療所管理費、負担金は、マイナンバーカードの保険証利用に当たり、オンライン資格確認用パソコンが必要となるため、設置費約 60 万 3,000 円のうち国の補助金を差し引いた実費分 21 万 5,000 円を計上するものであります。

29 ページの 6 款 農林水産業費であります。

農業費、農業振興事業の補助金 200 万円は、農業担い手支援事業の補助申請件数の

増による増額と、先ほど御説明をしました農作物等災害緊急対策事業補助金の追加で、J Aが実施いたします被害果実の販売促進事業に対する補助金として70万円を新たに計上いたします。

交付金200万円は、燃料価格高騰より影響を受けている施設園芸農家等に対して支援金を交付するものであります。

農業観光交流事業補助金50万円は、農家民宿開設のための施設改修等に対する補助金で、新たに1件の申請があったため追加するものであります。

30ページ、農業施設管理事業、委託料の減額は、菓子の商品開発に係る地域おこし協力隊員が退任したため、隊員の施設使用料分として見込んでいた指定管理料48万円を減額するもの。

農地費の多面的機能支払交付金事業の交付金は、今年度の交付額の決定により545万1,000円を減額するものであります。

31ページ、林業振興事業の補助金は、上伊那森林組合の木質ペレット製造施設整備に係る市町村からの補助金。

村有林管理事業は、水源林造林事業に係る諸経費、諸費用の追加で、造林地の調査などに活用するドローン1機を新たに購入の予定をしております。

32ページ、7款 商工費であります。

商工振興事業は、燃料価格高騰により生活に影響を受けている生活保護世帯、高齢者世帯、障害者、要介護者、独り親世帯等に対して中川生活応援商品券1万円分を支給する経費として380万4,000円を計上。

獣肉加工施設維持管理事業は施設進入路の修繕費。

地場センター管理事業は、チャオのトイレ自動水洗化改修工事の追加であります。

33ページのふれあい観光施設管理事業の委託料の減額と交付金の増額は、新型コロナ地方創生臨時交付金事業の中でふれあい観光施設望岳荘の事業継続指定管理料として1,500万円を予算計上いたしましたが、県の指導により交付金に予算を組み替えるものであります。

34ページ、土木費、道路橋梁総務費は道路関係団体の負担金の追加。

住宅管理費は、ラ・メゾン中組の修繕料の追加であります。

36ページ、10款 教育費であります。

教育委員会事務局費の報償費154万円は、地域づくり基金を活用いたしまして子育て支援の一貫として小中学校に入学する児童生徒の家庭に入学祝い金として1人につき2万円相当の商品券を贈るもので、これは次年度以降も継続して交付していく方針であります。

小学校管理費のICT環境整備事業、委託料は、小中学校のWi-Fi通信環境をより快適にするための調査と改善方法の検討等の業務委託。

備品購入費は、新型コロナ臨時交付金を活用して分散・オンライン授業等で使用するICT機器を補充整備するものであります。

補助金は、家庭におけるインターネット環境整備補助金の追加であります。

37ページの東小学校管理費の燃料費の増額は燃料価格高騰に伴うもので、西小学校、中学校も同様であります。

工事請負費189万8,000円は、相談室等2部屋へのエアコンの設置費。

西小学校管理費の役務費、工事請負費、備品購入費の旧パソコン教室、机、椅子等に係る予算は、児童個々へのパソコン配布により使用しなくなった旧パソコン教室の古い机、椅子を撤去して、感染対策を取って分散授業や会議等で使用するよう施設を再整備するものであります。

38ページ、中学校費、中学校管理費の工事請負費は、相談室のエアコン設置費。

備品購入費は、コロナ対策として図書室の閲覧テーブルの増設と、今年度いただいた寄附金を活用してランチルームのテーブル、椅子の一部を更新するものであります。

中学校教育振興費の補助金は、新型コロナの影響により修学旅行の日程が変更になったことによるキャンセル料の追加と、中学校総体県大会・北信越大会等の出場者に対する補助金の追加であります。

39ページの社会総務費の会計年度任用職員に係る人件費は、職員1名が産休に入るため代替え職員を雇用するもの。

公民館事業の役務費、手数料は、新型コロナ感染予防のため来年の成人式参加者にPCR検査キットを事前に送付して検査を行ってもらうもので、今年開催できなかった令和3年の成人者と令和4年成人者110人分を計上しております。

備品購入費は、老朽化で不具合がある紙折り機を更新するものであります。

文化施設管理費、文化センター管理事業の備品購入費は、新型コロナ感染予防対策のため顔認証体温測定器の購入費。

天体観測施設付学習交流施設管理事業は、老朽化により取替えが必要な照明器具をLED化するものであります。

アンフォルメル中川村美術館管理事業、委託料は、進入路のり面の支障木の伐採を行うものであります。

40ページのサウンドホール管理事業、修繕料は、風除室雨漏りの修繕費。

保健体育総務費の交付金30万円の減額は、アルプス展望さわやかウオークが今年も中止になったため減額するもの。

体育施設管理事業、工事請負費は、社会体育館雨どい等防水改修の増工分でありま

す。
41ページ、11款 災害復旧費、農地等災害復旧事業は、竹ノ上の農業用水路災害復旧工事について災害査定により工事設定が固まったため300万円を増額するもの。

42ページ、12款 公債費、地方債利子償還事務50万円の減額は、繰越事業に係る長期債利子を減額するものであります。

最後に43ページ、予備費458万5,000円を減額し、予算の調整を行います。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは続いて、議案第4号 令和3年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)をお願いいたします。

○保健福祉課長

第1条で総額から歳入歳出それぞれ50万円を増額し、予算の総額を5,950万円とするものであります。

主には、県広域連合への保険料分負担金を増額するものであります。

5ページを御覧ください。

歳入ですが、1款 後期高齢者医療保険料の50万円の増は、被保険者の保険料見込み分の増によるものであります。

6ページの歳出ですが、1款 一般管理費の印刷代5,000円の増は、後期高齢者医療特別会計分の印刷代が不足することから増額するものであります。

7ページの2款 後期高齢者医療広域連合納付金37万1,000円は、県広域連合から推定値で示されていた負担金額が被保険者の確定等により保険料分負担金が不足となるため補正するものであります。

8ページの4款 予備費で収支を調整いたしました。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○環境水道室長 続きます。議案第5号 令和3年度中川村下水道事業会計補正予算(第2号)について提案説明いたします。

今回の補正は、住宅建設に伴う管路工事費等に係る資本的収入と支出の補正をするものです。

補正予算書、第2条 資本的収入について自立者負担金140万円を増額し、総額を9,925万円とし、資本的支出については、建設改良費に140万円を増額し、総額を2億824万2,000円とするものであります。

6ページを御覧ください。

予算実施計画明細書でありますけれども、資本的収入では受益者負担金2件分140万円を増額します。

次のページ、資本的支出では、施設整備費として住宅建設に伴う公共ます設置で140万円の新規工事費の増工分を増額します。

以下、関連する説明書を添付してございますので、よろしくお願いたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから本3議案について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

○3 番 (松澤 文昭) 一般会計の補正予算31ページの村有林管理事業の中で現地確認用のドローン購入をしておるわけでありませけれども、それにつきましては誰がどのように運用するのかお聞きしたいと思います。

○産業振興課長 本ドローンにつきましては、金額的に30万円ということで、通常の業務用のドローンですとかなり高額になるんですけども、比較的lowなドローンになります。これは写真や動画等を撮るのを目的にしたドローンで、ほぼ初心者でも使えるようなものを想定しています。

使用するの、職員が飛ばすということで、職員が現地で確認して写真や動画の撮影をするために活用するという想定であります。

○3 番 (松澤 文昭) それは免許っていうのは要らないんですか。

○産業振興課長 免許は不要な範囲で使わせていただく予定です。

○議 長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 これで質疑を終わります。

次に議案第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。

これから議案第3号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。

これから議案第4号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。

これから議案第5号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前10時15分といたします。

[午前 9時57分 休憩]

[午前10時13分 再開]

○議 長 会議を再開します。

日程第12 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

6番 中塚礼次郎君。

○6 番 (中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしました5問について質問したいというふうに思います。

最初の質問ですが、「小中学校女子トイレへの生理用品の設置について」ということです。

この質問は9月議会で質問をいたしました。教育長、村長からの考えや前向きな取組の内容に小中学校時代の自身の体験や子育ての体験をしてきた方たちから喜びの声を聞きました。

教育長からの答弁では、設置してあることで子どもたちが安心して生活できるとすれば、この事実を大事にしていく必要がある、設置についてこれからどう取り組むかの結論を出していきたい、また村長からは学校関係の取組については行政としては教育長の答弁の方向で後押しをしていくという決意であると、そういった答弁をいただきました。

質問の中で、2年に及ぼうとしている新型コロナウイルス感染症の拡大は社会環境に大きな影響を与え、その1つに経済的な理由により生理用品を買うことができないという問題が生理の貧困として大きく取り上げられていること、貧困ということで経済的な理由だけで起こっている問題だと誤解をされているが要因は様々で、生活苦、社会偏見、生理への無理解、知識不足など深刻な問題があること、また生理の周期や状態は体調での状況など予期できない点、そして、また悲しいことですが、まだまだ恥ずべきもの隠すべきものとする現状があり、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、トイレにトイレットペーパーがあることが自然のように小中学校の女子トイレへの設置について必要であることを述べてきました。

私は中川だけでなく全国の学校に広く設置がされることを望みますが、上伊那・下伊那地域でも設置の取組は進んでいません。先進例となり広く波及することを望みます。

試行期間6か月の取組状況から児童生徒の反応、状況、設置に向けての検討経過、問題や課題となる点についてお聞きをします。

また、設置の実施の時期についてもお聞きをしたいというふうに思います。

よろしくお願いします。

お答えをさせていただきます。

9月議会でもお答えをいたしましたとおり、中学校では12月までを試行期間として進めてきております。

10月の下旬に状況を確認しましたが、月平均40個程度の利用があると、また1人当たりになりますと2か月に1個の利用というようなことになっておるようでございます。

利用の仕方とすれば非常に適切に利用されていると判断できるとともに、設置されているのが分かっているので生徒も安心して感じる感じがするとのお答えをいただきました。

また、設置場所に相談がある人は保健室へ来てくださるとの言葉を添えていただきましたが、その後に保健室へ相談に訪れた生徒もいたというふうにお聞きをしております。

○教育長

保健室の先生からは、優しさを感じるトイレになったという、そういう感想をお聞きしております。

こうした状況と経過を踏まえまして、中学校では年明けの1月、3学期から正式に設置することいたしました。

また、小学校におきましても中学校での思考を参考にしまして10月下旬よりこれからの進め方について検討をしております。結論としまして、年明け1月～3月、3学期の期間中を試行期間としまして設置を始め、新年度4月からは正式に設置する方向で取り組む予定であります。

小学校の高学年になりますと、個人差はありますが第2次性徴で体に変化が表れ始める時期になります。そうした意味からも丁寧な指導が必要でありまして、保健室と子どもとのつながりを大事にしたい時期になります。どのような設置の仕方がよいのか、どのような指導の仕方がよいのかなど、よりよいやり方を試行期間中に検討しまして、小学校でも子どもたちが安心して生活できる環境を整えていきたいと考えております。

○6番 (中塚礼次郎) ただいま教育長のほうから中学校の実施時期、それから小学校の試行期間と実施の時期の予定の答弁がありました。

9月のときの一般質問をCATVで見た昔のお母さんたちが自分たちの経験してきた内容からそういった教育長、村長の答弁を非常に喜んだという話はさきもしましたが、中川村が皮切りとなって、これが上伊那にずっと波及していくということが望まれるわけですので、中川の教育委員会の方針というのが胸を張れる方針になるというふうに私は思いますので、ぜひ十分検討いただいております。

次に2つ目の質問であります。「新生児が1歳になるまでの未満児保育の拡充を」ということで9月議会に引き続きの質問となりますが、9月議会での答弁では、未満児保育の受入れについて新生児が3か月になるまで上の子どもを受入れすることになっておること、それから未満児保育で必要とする保育士の確保が非常に難しい点、それから保育のスペース確保と、この2点が解決できないと責任を持って子どもさんを預かることができない現状であることのお答えがありました。引き続き検討をしていきたいという答弁でありました。

11月の19日に行われた議会と村への移住者との懇談の中でも子育ての現状、子どもへの思い、要望、意見が出されました。

私も未満児を子育て中のお母さんから飯田の保育施設へ朝晩の送り迎えをしている大変さの訴え、要望も聞いております。

子どもは1人見るも2人見るも変わらない、昔はそんなことが言われ、年子で2人3人の子育て、世話なく育つものよなんて言われてきました。年寄りがいって上の子を見る、動き回るようになれば「いずみ」というわらで編んだおりのようなものですが、それに入れたり、おぶひもで柱に縛りつけたりして育ててこられたことを思い出しますが、今なら幼児虐待になるかもしれません。そんな時代から子育ては大きく変わっ

てきました。

核家族化が進み、また2世帯住宅も近年では増加、孤独での子育て家庭が増え、行政での子育て支援も相談機能も充実されてきていますが、育児に悩み、育児ノイローゼや虐待の悲惨なニュースは後を絶ちません。

子どもの減少が進む中で安心して子どもを産み育てられる環境づくりのためにも未満児保育の拡充をしていくべきだというふうに考えます。検討から実施への考えをお聞きいたします。

○村 長 お答えをさせていただきます。

議員のお話のとおり、令和2年度から産前産後の要件を8週から12週に緩和をしたところでございます。つまり3か月までの間お預かりをしようということでございます。

出産後も継続して入所を希望する声があることは把握をしておるつもりでございます。

子どもの数は総体的に減っている現状ではありますけれども、未満児保育を希望する方は多い状況にあり、現状では就労の要件から妊娠・出産という要件へ変更としておりまして、上の子を見ることが可能となることから、現在、継続入所は認めていないということでございます。

何度も申しますが、0—1歳児は体格や歩行の有無などそれぞれに状況が違っておりまして、子どもたちが安全に保育を受けるには保育士もそれぞれの子どもに個別に対応することが必要になっておるのが現状でございます。

9月議会で答弁をしまして、安全に保育を行うには、やはり保育士の確保と施設の広さの確保、これが不可欠であるということも言うまでもありません。

現在の受入れ人数は定員までは達していない状況ではありますけれども、コロナ下で密を避けながら安全な保育を行うためには誰でも受け入れるというわけにはいかない状況にあることも御理解いただければと思っております。

あわせて、未満児の早朝・長時間保育の利用率が非常に高い現状でありまして、0—1歳児の利用が多いと受入れスタッフの確保もこれまた必要になってくるという現状あります。

一方、コロナ禍は出生者数に大きく影響しておりまして、この人数がすぐに回復する見込みもないというのが現状でもあります。

そこで、令和4年度4月1日からでございますが、次のようにしていきたいと考えております。

先ほど申しましたとおり、産後の要件12か月というのはそのままとして、新たに要件を拡充したいということの基本にしたいと思います。

まず、就労の要件により入所していたお子さんが出産後も継続して入所を希望する場合、勤務している事業所で育児休業を取得していることを証明する書類を提出することで継続して入所することができるようにしたいというのが1点でございます。

もちろん自営業等の皆さんもそれぞれのところでの就労証明が必要になることは言

うまでもございません。

継続でございますが、2点目、産後の不調がある方、就労の要件ではなくて産後の不調がある方でありますけれども、出産を要件としている場合、12週を延長して入所される場合については、医師の診断書等を提出していただくことにより入所期限の延長を原則行っていきたいということでもあります。

ただし、先ほどから申しておりますとおり、保育士の確保と施設の広さで限界がございます。保育士の確保も随時、私どもとしてはやっておるところであります。保育士が非常に不足しております。こういう現状も御理解いただきたいということと、すぐに施設を大きく広げるということも、これまたすぐにできることではございませんので、定員を受け入れる範囲として今の2点でもって拡大をしたいと思っておりますけれども、お断りすることが十分あることも御承知おきいただきたいと、こういうことで令和4年の4月から入所に関して拡充をしてみたいということで考えております。

○6 番 (中塚礼次郎) 9月に引き続きの質問でしつこいというふうに思われるかもしれませんが、そういった希望があるということです。

今、村長のほうから大変前向きな改善策というか施策ということで、4月から今答弁のあった要件をつけて、希望者全員をとというわけにはいかないというふうなことでありますが、人数的に取りあえず、今の現状の中ではそういった点で緩和されるという答弁でありますので、大変歓迎できるものというふうに思っております。

それでは次の質問に移りたいというふうに思いますが、「石油製品の高騰による緊急の生活・福祉施設・農業用暖房施設への支援を」ということで質問をしたいというふうに思います。

新型コロナウイルスからの経済回復による需要拡大での原油価格高騰を受け、夏頃からガソリン、灯油などの石油製品の急激な値上がりが続き7年3か月ぶりの高値水準となっており、当面、価格の高騰は収まらないとも言われております。

政府は、ガソリン価格が一定を越えた場合、石油の元売会社に補助金を支給する制度を検討、元売会社には給油所への卸価格の抑制を求め、小売価格の高騰を防ぐ狙いだということです。また、国の備蓄からの放出も明らかにしました。

11月からの長い冬期の生活が始まっています。コロナ感染の再蔓延の心配もありますが、石油製品の価格上昇動向は暖房費、生活用品、食材などの支出増は避けられない事態となります。石油製品の高騰から暮らしと健康を守るために緊急の支援対策が必要と考えます。

支援を必要とする高齢者世帯、福祉事業所施設、暖房を必要とする農業施設への支援策の早急に実施について考えをお聞きしたいというふうに思います。

なお、この質問の通告後に全員協議会でこういった支援策について説明を受けたわけでありまして。重複となるというふうに思いますが、ほかの自治体にはない支援策、多くの自治体が取られまったり、これから取り組もうとしている福祉灯油支援策とは違い、福祉灯油の範囲を超えた幅広い弱者への救済支援策ということで、これは私が思うに画期的な支援策だというふうに思うわけでありまして。ぜひ中川のこういった支援

策が例となって上伊那管内あるいは県下に広がっていくことを希望するものとして、この質問をいたします。

○村 長 まず一般会計補正予算（第6号）におきまして80歳を超える高齢者世帯、福祉施設、暖房等を業態といたします農業者への支援についてお認めいただいたこと、まず感謝を申し上げます。

2008年のリーマン・ショックで物の値段が高騰しまして、中でも石油価格が非常に高騰いたしました。ちょうど冬に向かう時期であったために灯油等福祉券として交付をしてきたところでございます。

今は冬に向かう時期にありまして、一向に灯油・ガソリン価格が下がる気配が見えません。一説といたしますか、報道によりますとOPECは強調して産油増に2月頃踏み切るといふ話も聞いておりますけれども、現状はそういうところであります。

年金生活中心と思われる高齢者の皆さんですとか、デイサービス等を行う福祉施設、高齢者グループホーム施設は光熱費もかさむことが手に取るように分かります。またコロナで売上げが落ちている花卉——花ですね、イチゴ等の施設園芸の農業、農業法人は冬にかけて暖房費がかさんでくる実態があります。十分な支援額ではないと思っておりますけれども、今すぐできる支えとしての支援対策でございます。

そうはいふものの、キノコの施設栽培は培地の殺菌に重油を用いているという指摘を議員さんから受けましたので、改めて燃油を大量に使用する農業者を調査し、追加の支援を実施する考えでございます。

福祉施設や園芸施設の農家にとっては、ガソリン、灯油等の燃油価格が下がらず高価格が続いても、利用される高齢者のため、あるいは栽培作物を枯らさないように赤字でも生産を続けざるを得ない、こういう事態も起こり得るといふふうに思います。今後の燃油価格の動向や経営への影響など、実態を把握しながら必要に応じて次の手を打っていくという基本的な考えでございます。

○6 番 （中塚礼次郎） 全協の中で説明がありましたので重複となるような質問でありましたが、今、村長のほうから大変前向きな答弁をいただきました。

キノコ農家への支援についても再度検討されるということをお聞きしました。

この質問の中ではちょっと触れておりませんが、中川に1店しかないクリーニング屋さんですが、ドライクリーニング、これは非常に燃料がなければ仕事ができんという仕事であって大変だつていふ話を聞いております。そういったこともどんな状況かっつていふことを一回聞いてみていただきたいというふうに希望だけ申したいというふうに思います。

それでは次の質問ですが、「米価大幅下落による米販売農家への支援策を」ということで質問をしたいというふうに思います。

2年近くに及ぶ新型コロナウイルス感染拡大による各業種に及ぼす影響は計り知れないものがあります。

農業も例外ではありません。本年産の米価は、在庫米に加えて、コロナ禍という未曾有の災害により外食産業での消費減少も大きく、過剰在庫による大幅な下落となっ

ております。

米価の大幅な下落の中でも、肥料代、苗代、刈取り、カントリーの利用料など、米の栽培に関わる費用は上がることも下がることはありません。今まで以上に費用の持ち出しとなる米作りに見切りをつける農家が出てくるのが危惧されます。

また、大規模水田農家への米価下落の影響は経営を大きく圧迫する死活問題となります。

政府は米価対策として市場隔離効果のある15万tの特別枠で対応すると表明をし、ちょうど衆議院選挙のときでしたので農村の怒りを抑え込むというふうなことをいたしました。その後の食糧部会では26万tもの大幅な減反強化を打ち出しています。

現状では法人組織運営と水田の多くが大規模農家へと集積がされ、経営が組み立てられています。

9,000円米価ではやっていけないという声は全国で上がっており、国に対しての陳情、請願が今議会にも寄せられています。

今以上に農地が放棄されることは絶対に避けなければなりません。米販売農家等への支援策が必要だといふふうに考えますが、村としての対応についてお聞きいたします。

○村 長 まず全農長野発表の長野県産コシヒカリ2021年産米概算払いをされた金額は前年度比で16%の下落、これは2014年度に次ぐ低水準であるとのことでございます。

全農長野から上伊那農協に概算払いをされた2021年産米、紙袋代172円、60kgを含む概算払い金額であります。コシヒカリA1等米1万552円、2等米9,352円、3等米8,332円でございます。

コシヒカリA1一般米は、これよりも一律300円安くなっております。

それから、あきたこまち、風さやか、これはコシヒカリのA1等米と同等級の同額で概算払いをされております。

それから冒頭の御挨拶でも申し上げましたが、コシヒカリは全農の10月の販売スタート価格が60kg1万3,800円、このとおりでございます。つまり昨年を1,200円から1,400円ほど低い販売額で始まっておるところでございます。

コロナが沈静化して外食等の産業が活発になれば、この額を維持していくか、あるいは引き上がる可能性がないとは言えませんが、これは期待できません。つまり、2021年産米を一年間平準してみると、先ほど言ったコシヒカリ1等米でありますけれども販売額は1万3,800円、この販売額に近づくことはあっても昨年の額に回復することはないというふうに考えるものであります。

2022年産の主食用米につきましては、農林水産省は適正生産量を675万tに設定をいたしました。これは2021年比で生産量26万tの減、作付面積で5万haマイナスに相当いたすようでございます。

まず国は作付制限で余剰米を押さえるのではないかというような感想を持っています。推測するに、この狙いは確かにあるだろうというふうに思っております。

毎年、関税なしで受け入れる最低輸入量は76.7万tというふうに言われておりますけれども、このミニマムアクセス米は輸入義務量ではありません。このことを考えれば国内生産調整、作付面積調整してまで同量を輸入し続けるのはいかなものかというふうには私は思いますし、コロナ禍で消費量が落ちていることを考えれば緊急的に輸入量を減らせばよいのではないのでしょうか。輸入して飼料米に販売しては、飼料米を栽培し、高い機械——ロールベーターという機械がありますけれども——これを買ってでも作付転換をしている米農家に対しての説明がつかない、私はそのように思います。あまり声高には言いませんが、アクセス米輸入量をしばらく抑えるだけでも作付面積のさらなる減は避けられるのではないかというふうに考えるからでございます。

価格の下落が続きますと米作りに見切りをつける農家が出る心配があるとの推測についてですが、第1種兼業農家、第2種兼業農家の区分分けにかかわらず、そのことは十分にあり得ると私も考えております。

米作りを柱にしない農家は作物転換するより不作付を選ぶおそれもあります。企業の定年延長で米作専業農家や農事組合法人に無償で水田を貸し出す農家が近年は非常に増えてきております。

一方、受け手になる側にも限界がありまして、不整形ですとか小さい圃場は畦畔管理に時間と労力がかかり、コスト高で借りることにちゅうちょがあります。結果、不作付、荒廃水田となるおそれは既にあるというふうには思っております。

大規模の水田農家は経営を大きく圧迫する死活問題であるとの評価をされたようでございますが、現状はまさにそのとおりで、米価の下落は収入総額を引き下げ、コストカットのために導入した大型のコンバイン、トラクター、田植機、農家によっては乾燥施設等の返済が厳しさを増すことになりかねません。

米販売農家への支援策が必要であるということについてのお尋ねでございますが、生産物に対しての価格補償は村としてはできません。野菜・果樹・キノコ・花卉農家についても基本的には同じであります。

できるとすれば生産コストを下げる手助けをすることと考えるもので、手っ取り早いのは効率作業を行う高性能の農作業機械の導入、古い機械を一新するのに必要な資金面での支援かと思えます。したがって、このことにつきましては再三要望もございますけれども、冒頭で御挨拶申し上げたとおり、新年度は十分検討していかなければいけない課題であるということをご第一に申し上げておきます。

また、水稻作付を転換し他の作物に変換した場合の村独自の作付価格補償をすることで耕作放棄農地化の防止にも役立つという可能性もございますので、すぐとは言いませんが、このことも併せて考える必要があるというふうには思っております。

まずすべきことは、米作りの全ての農家が自分自身のことと捉えていただいて、地域の荒廃化につながる想像をすることでありまして、残念ながら村が農家のなりわいに介入しないと米販売農家への支援策が実効ある姿になっていない、こういう現状があるわけでありまして。

非常に抽象的な答弁といたしますか、奥歯に物が挟まったような言い方になりますけれども、今申し上げたことを一緒に解決していかないと、実効ある米農家への支援、あるいは耕作放棄地の防止、こういったことにはつながらないだろうということをご検討することについて申し上げます。

○6 番 (中塚礼次郎) 米価の大幅下落に関する対応策ということは、今の村長の答弁にあったように大変難しいというふうには思います。

村長の思いをずっと述べていただきましたが、確かにそういう意味では農家自体がこのことを真剣に考えるときに来ておるといふふうには感じます。

引き続き中川の農業を維持していくためにも、ぜひ前向きな検討でお願いしたいというふうには思います。

次の質問に移ります。

「県・市町村による通学路合同緊急点検結果への対応策について」ということで質問をいたします。

県は11月の18日に県内市町村などと合同で通学路への一斉点検を実施、危険で対応が必要な箇所が計2,240か所に上ったことを発表しています。

中川村では危険箇所30か所、対策必要箇所30か所が確認されております。

今回実施された緊急点検は、千葉県八街市で下校中の児童が飲酒運転のトラックにはねられて死傷した痛ましい事故を受けて実施したもので、県では子どもたちが安全に通学できるようソフトとハードの両面で通学路の整備に早急に取り組んでいくとしております。

今回の緊急点検の実施結果の報道に、児童生徒を持つ家庭からの危険箇所や対策の必要箇所の整備対応への関心も大きいものがあります。

中川村での危険箇所、対策必要箇所と今後のハード面での整備、それからソフト面での対応についての考えをお聞きいたします。

○村 長 通学路の安全確保につきましては、まず教育委員会が中心となりまして、駒ヶ根警察署、学校、村、道路管理者の間で国の示した観点を加えまして合同点検を実施しております。対策の必要箇所がその結果30であるというふうになったところであります。

施設面についてはいろいろあるんですけど、ハード面というふうには置き換えますと15か所、ソフト面で15か所、合わせて30か所という、そういう対策が必要であるというふうなまとめがされております。そのうち緊急対応として例えば除草ですとか草を刈ったり、木の伐採、停止線の設置や注意喚起の標示等につきましては13か所を実施し、また併せて行うことで安全性を増すカラー舗装ですとかカーブミラーの設置、グリーンベルトや防犯灯の設置等の本格的な対策は令和4年度以降に随時実施する予定でございます。

横断歩道につきましては公安委員会との協議が必ず必要になってまいりますので、歩道の設置についてはその協議の上で予算との兼ね合いの中で設置をすることになります。

具体的に県は安全施設の整備につきましては令和4年度末までの完了を目標として
いるところであります。用地買収ですとか物件補償を伴う歩道整備などではできる限り
早期の完成を目指し、整備に時間を要する箇所は現地の状況に応じて路面標示などの
即効性の高い対策ですとか見守り活動などのソフトの対策を当面実施していくとして
いることから、県管理の道路施設等について情報を共有し、できるだけ早期に対応が
行われるよう依頼するとともに、村管理の道路施設等においても同様に対策を進める
ことといたしたいと思ひます。

ついでに伺ひますか、申し上げておきますが、主要地方道伊那生田飯田線、竜東
線でありますが、交差点付近あるいは横断歩道の付近には標示がされておることを皆
さん最近は見えておるかと思ひますけれども、これも要望した中で県のほうで対応して
いただいたということであります。

まだまだ不足のことも当然ありますので引き続き要望していくということでありま
して、もしソフト面に關わるものが必要であるならば教育長のほうで答弁をいたしま
すので、私からの答弁は以上でございます。

○6 番 (中塚礼次郎) 新聞報道等もあったんで、やっぱり子どもさんを学校に通わせてお
るお母さんやお父さんたちからは非常に関心があるというように思ひます。

今、村長のほうから具体的な答弁がありました、そういった内容でもできれば教育
委員会のほうで学校を通じて父兄の家庭へこういうことが指摘されてこういう箇所が
あるけれども村としてはこういう方向で行くっていようなことをちょっと伝えてもら
うようなことができれば御家族の皆さんも安心されるんじゃないかというふうに思ひ
ますので、その点もちょっとお考えいただきたいというふうに思ひます。

以上で私の質問を終わります。

○議 長 これで中塚礼次郎君の一般質問を終わります。

次に、7番 桂川雅信君。

○7 番 (桂川 雅信) それでは質問通告に基づきまして質問させていただきます。

最初に「環境過敏症対策を「環境にやさしい村づくり」に取り組む第一歩に」とい
うテーマであります。

先日の住民懇談会の席上で中学生の保護者から香害の被害者で苦しんでいる実態が
報告されました。ここでいう香害とは香りの害のことです。

私自身は合成洗剤や有害化学物質などによる環境過敏症問題に取り組んできた経過
から香りの害についても知識はありましたが、村で発症例を知ったことによりかなり衝
撃を受けました。といつても、日本全国ではほぼ同じコマーシャルが連日流され同様の
消費生活が行われている実態では、日常的に使用される生活用品から発生する有害物
質によって被害を受けるのに都市と農村による差が出るわけではありません。

香害は柔軟剤や芳香剤、消臭剤、合成洗剤などの人工的な香りに含まれている化学
物質によって目まいや吐き気、呼吸困難など様々な症状を引き起こしています。

最近では被害に苦しむ人たちが全国組織、カナリア・ネットワーク全国を結成して
います。香害被害者には学校や会社を辞めざるを得ないなど生活に大きな支障が出て

いる人も多く、空気は皆が共有している、誰もがいつ発症するか分からない危険性を
知ってほしいと訴えています。

日本消費者連盟などをつくる香害をなくす連絡会が2019年末から約3か月間行っ
た調査では、回答者9,030人のうち香りで体調悪化があると答えた人は7,136人、う
ち18.6%は学校や仕事に行けなくなったとしています。

また、「体調悪化がある」の大半が柔軟剤や香りつき合成洗剤が原因ですが、線香や
防虫剤で症状が出る人もいました。

近年は香りを長持ちさせるため香料を含むマイクロカプセルを使った商品もあり、
長期にわたって香害をもたらすことが懸念されています。

中川村でも中学生が学校に行きたいのに行けない事態が生まれておりましたが、学
校現場のスクールカウンセラーと教員の指導で教室内の議論が始まっています。

全国的には、被害者らが声を上げ始めたことで国も動き始め、添付資料1・2のよ
うに、厚労省は令和3年9月1日付で香りへの配慮に関する啓発ポスターについて(情
報提供)と啓発ポスターを全国の衛生主管部局に発出したほか、日本薬剤師会、日本
チェーンドラッグストア協会、日本保険薬局協会にもポスターの周知依頼を發出して
います。

本年2月の衆院予算委員会で萩生田光一文部科学相はこの香害問題について学校に
来られない子がいるなら極めて重い課題と答弁しており、9月には全国的な動きの中
で消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省の5省庁が連名でポスター
を掲示するよう通知を出すことになり、香りの害が広く国民生活に影響を与えている
ことが示されています。

また、新型コロナウイルス対策で世界中に知られた米国の疾病対策センター、CDC
は、2009年、職員に香りつき洗剤などで洗った衣類を着てこないように求め、施設
内で香水や芳香剤など香りつき製品の使用を禁止したと報道されています。

最近では厚労省が実態調査に乗り出しているとも伝えられています。

さて、そこで村としてどのようにしてこの問題に取り組むべきなのか、この点につ
いて検討したいと思ひます。

村内で実際に被害者が確認された以上、何らかの対応を取る必要がありますので、
当面は次のような対応策を提案します。

最初に、政府機関5省庁が発行した香害問題啓発ポスターを行政組織だけでなく村
内の人が集まる全ての場所に掲示するように働きかけてください。

2番目に、村の広報紙では香害被害を村内からなくすために、安曇野市のように香
料等の自粛に踏み込んだ表現のチラシを配布し、掲示をしてください。安曇野市はこ
のお願いを平成30年に保護者宛てに送っております。これは資料3として添付いたし
ました。

3番目に、行政機関職員と学校教職員及び村民を対象にした環境過敏症に関する学
習会を開催し、村全体に香害問題への認識と対応について学ぶ機会を繰り返してセッ
トしてください。

さて、この香害問題に取り組む際に村の姿勢として大切なことを指摘しておきたいと思えます。それは、この問題を環境に優しい村づくりの新たな一歩として捉え、その成果を都市域の人たちに伝えてほしいということです。そのためには次の2点を強調しておきます。

1 番目に、香害問題を村民全体の問題として捉え、これを機会に環境過敏症を村民みんなで考え行動する契機とすること。

2 番目に、村民全体で取り組む環境過敏症対策を環境に優しい村づくりの一環として取り組むこと。

ここで述べた環境に優しい村づくりは美しい村づくり運動とも理念が合致しており、全村で環境過敏症に対応する行動が進めば持続可能な村づくりとしての評価が高まり、村外、特に都市域の方々の注目を集めることは確実であり、村づくりそのものが子育て世代を引きつける魅力ある村に前進することができます。

一般に子育て支援というと支援金や医療費補助がいまだに主流ですが、中川村は既にそれらの施策は進んでおり、金では買えない村づくりそのものの価値を高めることで評価をさらに高める必要があると考えます。

村長の見解を伺います。

○村 長 5点についての要望、要請と、それに対しての答弁ということでお答えをしたいと思います。

最初に、香害問題啓発ポスターを政府機関5省庁が発行しております。これを行政機関だけでなく村内の人が集まる全ての場所に掲示するように働きかけることということについてお答えをします。

香りの害につきましては、村内で発症している方、実は私もテーマ別懇談会で初めて知ったところがございますけれども、ほかにもいらっしゃることが分かりました。その方々を含めて広く環境過敏症に取り組む有志の会、エコライフ中川という団体の皆さんから環境過敏症対策の推進について要請をいただいております。社会問題化していることを認識したところでもあります。

今申し上げたポスター等の掲示についてでありますけれども、厚労省からのポスター配布や掲示については、まだ県を通じて村へは来ておりませんが、議員の言われますように実際に苦しんでいる住民の方がいますので、こういったことで体調を崩す方もいるということを周知することは必要であると考えております。ポスター等の掲示について取り組んでまいります。

具体的には、役場庁舎、保健センター、介護予防センター西館、バンビーニなどにポスターを掲示いたします。

また、地域集会場等への掲示は総代会を通じて依頼してまいります。

文化センターほか社会文化施設等につきましては教育委員会をお願いをしていきたいというふうに思っております。

次に安曇野市の行いました香料等の自粛に踏み込んだ表現のチラシを全村民に配布して掲示してほしいということでございますけれども、自粛という踏み込んだ表現で

もこれは問題ないかというふうに思っておりますので、全ての家庭に行き届き、行き渡るように考えてまいりたいと思っております。

それから、行政機関と学校職員及び村民を対象にした環境過敏症に対する学習会を開催し、香害問題の認識と対応を学ぶ機会を繰り返しセットすることということでございますが、啓発する機会としては、関係省庁の専門家、専門の研究者を招聘することができれば、これは可能であります。

しかしながら、村が全ての問題、課題について学習会を繰り返し行うということには無理があるかと思っておりますので、以後につきましては自主的なエコライフ中川、こういったところの皆さんを中心にして学習会等の取組がされればよろしいかなあというふうに思っております。

それから、村民全体の問題として捉え、これを機会に環境過敏症を村民みんなで考え行動する機会として環境に優しい村づくりの一環として取り組むということに関してでございますが、村民の意識が香料の使用の自粛ということになるまでには、香害——香りの害の正しい理解と環境過敏症が存在するということをしっかり分かるということで環境に優しい村づくりという面からも取り組んでいきたいということであり

最後に、環境に優しい村づくりの一環ということでございますので、このことも併せてお答えをさせていただきました。

○7 番 (桂川 雅信) 続きまして教育長にちょっと御質問です。

かつてシックハウス症候群の問題が広がったのは1980年代でした。この問題で法改正が行われたのは2002年で、もう既に20年以上がたったときであります。建築物における衛生的環境の確保に関する法律の改正によって特定建築物におけるホルムアルデヒドの測定及び対策が義務づけられました。また2003年に建築基準法の改正によりまして、建築材料をホルムアルデヒドの発散速度によって区分し使用を制限する、あるいは換気設備設置の義務づけ、天井裏等の建材の制限、クロルピリホス——防蟻剤ですが——これの使用建材の制限が行われました。

学校現場では平成24年、2012年に文科省が健康的な学習環境を維持管理するためとして学校における化学物質による健康障害に関する参考資料を発表しました。その「はじめに」の後半部では次のように述べています。

本参考資料は、学校における室内空気質による健康障害に対する対策の基本的な留意点を示していますが、室内空気質による健康障害はその発症原因や症状等が様々であることから、それぞれのケースに応じた対策が必要になります。特に、極微量の化学物質に反応する児童生徒等の学習環境を確保するためには、一般化できない個別対応が必要となることが考えられます。本参考資料では、児童生徒等及びその保護者や担任教員等の個人レベルでは対応に困難な場合に対して、学校全体や教育委員会等の組織だった連携が必要になることを基本的な考え方として示しています。

次が大事なことなんです、

それら対策の実施に当たっては、各学校における全ての職員及び教育委員会等の理解と行動が必須であります。室内空気質による健康障害を持つ児童生徒等及びその保護者だけでなく、同じ環境にいても健康障害がない児童生徒等及びその保護者の理解が不可欠と思われま

す。とそこには書かれています。

この文書を文科省が発表したのは、シックハウス症候群の被害が広がり始めてから30年程度を経ておりました。現在の香害被害もこの延長線上にありますので、教育委員会もここで文科省が指摘するように同じ環境にいても健康障害がない児童生徒及びその保護者の理解を高めるために保護者への啓発活動を急いで実施していただきたいと考えます。

被害者の同級生の間では、友人を助けるために何とかしてあげたいという気持ちと、でも家族が好んで使っている香料入りの洗剤をやめると自分から言えないという正直な反応があったようです。ここからは、子どもたちに任せるのではなく大人の出番です。保護者と村民全体への普及啓発活動を早急に取り組む必要があると考えます。

教育長の見解を伺います。

○教育長

今、議員からお話がありましたが、住民懇談会で保護者の方から香害の被害につきまして御報告をいただきまして、会終了後、個別にも伺わせていただきました。

学校のほうもこの事実を受け止めてくださいます。お子さんが所属する学級では今回人権教育の一環としてこのことを取り上げて、2時間にわたり授業が行われております。私も参観をさせていただきました。

当事者であるお子さんのお話や香害の実態を訴えた「カナリアからのメッセージ」というDVDがありますけれども、それを視聴し、その苦しさや原因等を学ぶとともに、どうしていったらよいかについて話し合いました。当事者のお子さんも学級で取り上げてくれて話し合えることがうれしいとお話してくれました。

級友が直面した苦しみに心を寄せながらも、匂いのある製品が既に当たり前で使用されている現実を踏まえましてどうしたらよいか悩み話し合う中で、自らインターネットで人体に優しいものを探し始める生徒の姿もございました。

子どもたちのこうした学びはまだ途上ではありますけれども、これからどう行動するかについてまた継続して考えてくれる、そんな授業だったかなあというふうに思っております。それぞれにとって継続した課題になったのではないかと感じるように感じました。大変示唆のあるお取り組みをしていただいたというふうに認識をしております。

化学物質過敏症につきましては、発症のメカニズムや病状など、まだ解明されていない部分も多いようでございますが、医学的な定義、診断基準が確立されていないことから、症状を発症していない者には理解されにくいこともあるようであります。

原因物質を除去することで改善することから、まずはこうした事実と香害について学ぶことが重要だと考えております。

村長の答弁にもございましたように村としても考え方も示されましたが、教育委員会としまして村とともに啓発活動に取り組んでいきたいと考えております。

学校におきましても、先ほどお話しした実践の共有を通して、まずは教職員が理解するところから始めたいというふうに考えております。

香害は環境問題の1つとして、あるいは人権教育の1つとして位置づける必要がある今日の課題の1つだと思いますので、児童生徒への指導につきましても、様々な問題とともに学んでいけるよう、学校とも相談していきたくて考えております。

保護者の皆様や村民全体への啓発活動につきましては、関係課とも相談し、学校や社会教育施設等にポスターを掲示したり、チラシの配布等も含めてですが保護者向けに啓発活動を行うなど、取り組む内容についての検討をして進めてまいりたいというふうに思っております。

○7 番

(桂川 雅信) 村長からも答弁ありましたが、どうも香害の被害者、発症者は中学校の生徒1人ではないことが分かっておりました。私どもで何人かの方と話をしたところでは、香りの害を逃れて都会からわざわざ村に転居をされてきた方もいらっしゃるようです。そういう意味で見ますと、今では誰でもこの症状を発症し得る可能性があるんだということをぜひ知っていただきたいと思

います。今はもう既に花粉症は誰でもかかる可能性があるってことを皆さん承知していただけますけれども、似たようなアレルギー症状は誰にでもやっぱり起こると、今の状況では原因物質を除去しない限り誰にでも引き起こされるということをぜひ御理解いただいて、啓発活動にぜひ進んでいただきたいというふうに思

います。次の質問に移りたいと思

います。「村内建設事業者の継続的な事業継続を支えるために」というテーマで質問いたします。

村内の事業者は高齢化が進行し、後継者の育成はどの業界も喫緊の課題となっております。この傾向は全国的なものとして指摘されており、大都市内部でも事業継続を放棄する事業所が増加していると伝えられています。

村民生活に直結する事業の中でも建設業界の事業継続への課題は深刻です。

一昨年の台風19号で被災した地域では、災害復旧に向けて建設業界の業務が増大しましたが、現実にはそれらの復旧業務に地域の建設業界が十分に対応できないほど業界の体力そのものが減少している実態があります。

ここでいう業界の体力とは、単に作業員の不足や資金不足などではなく、中心となるべき技術者がこれまでに育成されていないという深刻な事態を指しています。

このような状態をそのまま放置しますと、地域で災害が発生していざ復旧しようとした際に地域の現況を最も熟知している建設業界が災害復旧の先頭に立てないという事態となってしまいます。災害復旧は一刻を争う場面もあり、このようなときには地域の詳細な地形や居住実態などを熟知した地元建設業者が自らも復旧に当たるだけでなく、激甚災害の場合は外部から投入された支援部隊を適切に指示、誘導することが求められます。

地域の建設業界を持続的に維持することは、業界内部の問題にとどまらない地域づくりの要と言うべきものです。

村の建設業界は今後 10 年後を目指した組織の在り方を検討すべきときにあると考えますが、中でも中心課題は後継者問題です。

上伊那郡内には工業高校土木課がなく、土木技術者の育成機関が 1 つもありません。このこと自体が大きな問題であって、高校再編でも県教育委員会は上伊那郡内職業高校の重要な位置づけを理解せず一方的な整理、統合を目指しているようですので、業界としても次の手を打つ必要があります。

後継者問題は、建設業界だけでなく、他の企業でも同様の問題を抱えており、この問題が地域の将来展望を考えたときに致命的な問題になりかねませんので、1 つの解決モデルとしても検討が必要と考えます。

そこで提案です。

第 1 に、後継者育成といっても若手技術者を村内の一企業がそれぞれで雇用して育成するような状況でないことは明らかですから、むしろ業界全体で人材をプールして育成するような仕組みをつくることを目指し官民共同で基金を設立し、都市部で経験を積んだ現役技術者の再雇用や若手の育英資金、奨学金の支給などの検討を始める。これには再雇用が 1 つの地域おこしでもあるという視点を持っていただきたいと思います。

第 2 に、村内企業あるいは近隣企業の現場を単なる見学ではなくキャリア教育の一環として中学校カリキュラムに組み込み、物づくりの楽しさや意義を感じてもらい仕組みをつくる。坂戸橋の見学などは絶好の機会になるはずです。

第 3 に、後継者育成問題に関して建設業界、商工業界と連携して恒常的な協議・検討組織を立ち上げ、マッチングアプリの活用など必要な施策の検討を行うこと。

後継者の雇用、育成は村の持続可能な社会づくりにとって不可欠な事業です。事業者に必要な対策を求めるためにも共通の認識と土台の上で恒常的に検討を進めることを要望したいと思います。

村長と教育長の見解を伺います。

○村 長 まず、上伊那地域には土木を専門に学ぶ学科はありませんけれども、上伊那農業高校では土木工事の基になります測量学、これを学ぶ授業があるというふうに聞いております。

飯田、下伊那には飯田 O I D E 長姫高校があります。そして土木課があるわけでございます。前身の飯田長姫高校には建築学科と土木学科があり、広く上下伊那から学生が学び、土木、建築の技術者や設計者として多くを輩出してきた伝統がありまして、これを今に引き継いでおります。

また、村には優れた土木遺産としての重要文化財、坂戸橋があり、また巨大なコンクリート構造物であります小渋ダムもあります。最近では主要地方道松川インター大鹿線、これは一定の改良が終わりましてけれども、現代工法を使って拡幅をした道路でございますし、2 本のトンネルなど、数多くの土木構造物もあるわけであります。

天竜川ダム統合管理所長につきましては、自分の仕事は洪水調節のほかにダムファンを増やし将来土木技術屋になる人を増やしたい一心で様々なイベントに取り組んで

いるというふうに言うておられました。

小中学生に郷土を知ってもらい広く働く現場を知ることと併せまして、土木、建築に興味を持つ機会を増やしていくような学校教育での現場見学の機会を持っていただくことを望みたいというふうに思っております。詳細については、また教育長のほうから申し上げるところであります。

お尋ねの村の建設業協会と官民共同で基金を設立してというふうな話、それから現役の技術者の再雇用や若手の育英資金の支給などの検討を始めるべきであるというお尋ねでございますけれども、これにつきましては村の建設業協会の考え方もあると思いますので、このものに従う必要があろうかと思えます。

ただ、コロナ禍から景気が回復をしておりますけれども、求人に対して応募がないのは、建設業協会で非常にその傾向が強いことは間違いありません。これは、働く人、それとともに技術者についても同じことだというふうに思っております。

高校生の育成のための奨学基金を考えるならば、私は村も支援することは必要ではないかというふうに思っております。業界の育成投資のこういった腹が固まれば、話はよく聞くつもりであります。

また奨学金等の支援につきましては、管理をしておりますのが教育委員会でございますので、教育長からお答えをしたいと思います。

○教 育 長

将来、建設業につながる人材の育成についてのお尋ねでございます。

教育委員会ではキャリア教育を大切にきてきておりまして、自己を見詰め、ふるさと中川村への誇りと夢を持ち、生きる力を育むということを狙いにしまして取り組んでおります。保育園、小学校、中学校を通しましてこうした教育を展開しているところでございます。

小学校の段階では、中川村の人、物、事を教材に体験的な学習を行い、自主性や社会性、自立性、関心、意欲等を育てております。

また中学校では、中川村を再発見し、創造し、発信することをテーマに学習して社会における役割や将来の生き方などを学んでおります。

具体的には、中学 2 年次に職場体験学習やキャリアフォーラムを行っておりまして、地域で働く人々に触れ、自身の将来の職業や生き方を考える機会を設定しております。

職場体験学習は 3 日間組みまして、村内の様々な業種の皆様に御協力をいただきながら働く体験を行っております。コロナ下ではありましたが、本年度も 9 月に実施することができました。

生徒の興味、関心に沿って業種や事業所を決めてまいります。本年度も建設業を選択して職場体験を行った生徒がおりましたが、ここ何年かの様子を見ましても、御指摘にあるように建設業を希望する生徒は非常に少ない状況であるということが現実でございます。

また、キャリアフォーラムでは、「中川村で働く魅力」をテーマに、参加していただいた事業者のブースを生徒が回って仕事の内容について説明を受けたり、その魅力を聞き取ったりしております。本年度で第 4 回目を迎えておりますが、これまで建設業

の事業所も参加していただきまして、生徒にその魅力を発信していただいております。

学校教育の中では、子どもたちが様々な業種に触れて、その1つに建設業も位置づいて魅力を知る機会があるということが重要だというふうに思っておりますので、こうした取組については、これからはしっかりと取り組みながら、建設業も含めて様々な業種に触れる機会を大事にしていきたいと考えております。

また建設業ということに触れる機会、またそういったものを大事に学ぶ機会としましては、本年度から来年度にかけて村内で行われる大型事業もあるとお聞きをしております。

例えば坂戸橋の修繕工事——坂戸橋につきましては重要文化財ということもありましてふるさと学習の中での学びも深めてまいりたいと思っておりますが、それを学ぶ非常に絶好な機会になると思っております。

それと南向地区の堤防整備事業等々あるようにお聞きしておりますので、関係課からも情報をいただきながら学校に紹介するとともに、そうした見学の機会、そうしたものもつくるようにしていければなあというふうに思っております。

奨学金につきましては教育委員会が所管している奨学金制度がございますが、これは高校生や大学生などに広く貸与しているものでございます。

議員御提案の奨学金につきましては若手技術者の育成に特化した育英資金の支給というふうに理解をしておりますが、現時点では、検討も含めて、教育委員会としては今のところお答えできるものがございません。

ただ、今後、業界の皆様や村、関係の皆様との相談の中で何がしかの方向性が見えてくれば、こうしたことについても検討をしていく必要もあろうかなあというふうに考えております。

○7 番 (桂川 雅信) 今お話ありましたように、業界のほうとしても——私もちょっと今回問題提起しております。ですので、ぜひ業界のほうと詳細な検討会を持っていただきたいというふうに考えます。

3番に移ります。

3番目、「茅野市土石流災害の教訓を学び活用を」というテーマです。

本年9月5日夜の大雨により茅野市宮川高部地区で土石流が発生し、下馬沢川が氾濫して住宅や道路などに大きな被害がありました。建物被害は全半壊含めて101軒、避難者は9月5日～9日で延べ96世帯202名が避難所等に避難したと伝えられています。

この災害で特徴的であったのは、避難指示前からの地域住民同士による呼びかけで避難が始まり、けが人や死者といった人的被害がゼロであった点です。

市によると5日夜から継続する避難指示の対象は高部と安国寺の459世帯1,084人でした。5日夜時点で他地区も含めて最大54世帯114人が避難したそうで、土石流の想定された地域ではいち早く避難がなされていたと伝えられています。

このときの雨量については、茅野市内に気象庁の観測点はありませんが、下馬沢川

近傍にある諏訪南行政事務組合静香苑に設置してある雨量計の記録によると、最大時間雨量は5日午後7時～8時の35mm、最大累計雨量は降り始めからの9時間で135mmでした。一見するとそれほどひどい大災害に発展する豪雨には思えないかもしれませんが、このときは9月2日から日雨量50mm前後の雨が降り続いており、土砂災害警戒情報による避難指示は土壌雨量指数のデータから出されたものであったと思われます。

特筆すべきことは、避難指示が出る前に山の様子がおかしいからと地区役員と消防団員が高齢者に呼びかけて避難誘導をしていたという点です。

先日、村の住民懇談会でも出されておりましたが、特に高齢者は自分の経験と心理的圧迫から正常性バイアスに陥りやすく、家族が説得しても避難する割合が低いと考えられています。

茅野市の経験は近年の土砂災害や洪水災害における早期避難の重要性を改めて示したのですが、村の防災対策としても学ぶべき点があると考えます。

今回の災害では高齢者が地区役員や消防団員の声かけによって早期に避難できたようですが、村としては次のような点を詳細に調べてみる価値があると思います。

1 日常的に災害弱者への避難誘導ではどのような体制が取られていたのか、2 高齢者が声かけを素直に受け止める状況はどのようにして形成されていたのか、3 地区役員の方は何を基準にして避難誘導の声かけを始めたのか、4 高齢者をどのようにして避難所に移動させたのか、5 消防団は避難誘導に当たりどのような役割を担っているのか、また消防団の避難誘導出動には手当が支給されているのかなど、実際に調査をしてみないと分からないことが多くありますし、村の防災活動にもこの教訓は大いに生かすべきと考えます。

村の危機管理係では茅野市の経験を調査されたかどうか、今後の村の防災活動に生かせるものがなかったか聞きたいと思えます。

○総務課長 それでは私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、今年の9月5日に茅野市宮川高部の下馬沢川で発生した土石流であります、下馬沢川のお尋ねの地区に限りますと全壊が3戸、床上浸水4戸、床下浸水30戸であったとでございます。議員のおっしゃられました数につきまして茅野市全体のことであったかなあというふうに思われます。

総務課の危機管理係で茅野市の担当者の方に災害の経過及び各機関の対応などについて聞き取りを行いました。

来訪してといたしますか、出向いてお話を聞かせてほしいというお願いをしましたが、向こうの都合がつかず、そういった形ではちょっとできておりません。

そういった中で聞き取った点の中でこれがポイントであったかなあというふうに思われる点が何点かございますので、議員の御質問されたものとは順序が合いませんが列挙してまいりたいというふうに思います。

まず、今回災害が発生した下馬沢川であります、過去にも土石流が発生しております、この近所にお住いの皆様各戸には言い伝えとしてそれが残っていたということ、さらに土砂災害防止法のレッドゾーン、イエローゾーンに指定をされている地区

であるということでもあります。

大規模な土石流が発生した時刻であります、第一報では19時40分頃に発生したというふうに思われるんですけども、実はその前に住民の方から市役所のほうに川の匂いがかしい、石が流れている音がする、道路が川のような状態になっている、既に避難を始めている人がいるという通報が19時頃にあったということでありまして、この時点で既に危険な状態になっていたということを住民の方は察知していたのではないかとということでもあります。土砂災害警戒情報発表の前に既に住民の方は危険だと認識をしていたということでもあります。

市役所のほうでは、この19時頃の通報を基にすぐに自治会の役員、警察、消防に連絡をして避難誘導をお願いしたということでありました。

避難、誘導に当たっては、お話のように戸別訪問による声かけが主だったそうあります。特に隣組長からの声かけが非常に大きく功を奏したそうでありまして、独り暮らしの高齢女性の避難に当たっては近所で助け合って避難所に向かうようにという呼びかけをしたという事例もあったそうでございます。

消防団につきましては、非常に危険だと思われる住宅には近づかずに、少し離れたところの避難誘導に当たっていたということでありました。

市役所のほうでは、このように状況を早期に把握していたということでありまして、避難指示の発令は決定をしましたが、その発表の前に自治会のほうに連絡をして、それが早期の避難所の開設、スムーズな避難者の受入れにつながったという評価をされているということでありました。

また、市役所の職員が現地確認に行く際に徒歩で避難所に向かっていた避難者を載せて避難所まで送るといったようなこともされたとのことでございます。

これらの住民からの通報、関係機関との迅速な情報共有と避難誘導、避難所開設といった一連の対応が結果として避難指示発令の前に避難誘導が行われるということになったということだというふうに思います。

茅野市の担当者の方は感想として次のようなことを申されておったそうでありまして、この地域は土砂災害に備えて4年前から毎年避難訓練を実施していると、折しも土石流のあった9月5日が避難訓練を実施する予定日であったということで、あらかじめ打合せをしていたということがあって意識が高まっていたのではないかと、結果としてコロナ下で避難訓練はできなかったそうでありまして、準備をしていたということが役に立ったということ、それから岡谷で犠牲者が発生した土石流から2週間後ということでありまして、ちょっと非常に我が事のように思っていたという、危機意識も高かったのかなあということ、そうだったのかというふうに思います。

以上のような経過、要因によって、初めは避難をためらっていた方もいたようでありまして、最終的には危険が差し迫っていたと思われる全戸の全住民が避難をしたということだそうであります。

今回の茅野市の例は大変示唆の富むものであるというふうに思いますが、特に速やかな情報共有と住民の当事者意識、我が事として捉えているということが非常に重要

かというふうに感じます。

こういった事例が発生するたびにあらかじめ備え置くとか決めておくというようなことを強く言われるわけでありまして、備えや決まりごとがありましても、やはり住民の当事者意識がなければ有効には働かないのかなあというふうに思っております。

村は、昨年度、地域防災計画の大幅な改定を行いまして、現在その要約版の位置づけとなります防災ハザードマップの改定を進めております。その改訂版が出来上がった暁には地区説明会や懇談会のような形で住民の皆様に説明をしてきたいというふうに考えておまして、そのような折に茅野市の事例も交えながら住民の意識高揚につなげていきたいと思っております。

また、消防団の皆様についても避難誘導について一緒に考えていきたいというふうに思っています。

○ 7 番 (桂川 雅信) 詳細に調べていただきました。

課長のおっしゃるように、今回の避難誘導の件については非常に示唆に富む内容がたくさんあったというふうに私も思っております。

特に村民の当事者意識を高める、どうしたらそういうことができるのかということをもっと私たちは村全体でいろいろ考えていく必要があるんじゃないか、避難訓練もしかりですが、毎年行われる防災の日にやる防災訓練も含めて当事者意識を持っていただくための訓練の方法、内容、そういったものをもっと私たちは検討していく必要があるんじゃないかなあというふうに思っています。

村民の当事者意識を高めるためにどうすればいいか、やっぱりこれはかなり緊迫した問題でもあるとは思っていますので、早い時期に村全体で考える場をつくっていただけたらなあというふうに思っています。

次に移りたいと思います。

4番目「坂戸橋竣工90周年記念事業の予算化について」であります。

坂戸橋は、来年、2022年11月に竣工から90周年を迎えます。

坂戸橋は1932年11月11日に竣工しており、その後の長い風雪に耐えて地域の重要な東西の架け橋としてその重い責任を果たしてきました。

坂戸橋は、終戦前後の1944年 東南海地震、その37日後の1945年 三河地震、1946年 南海地震、1984年 長野県西部地震など、数度に及ぶ大地震と三六災害などの大出水を乗り越え、昭和初期のコンクリート橋梁構造物としてもその強度の確かさを示す重要構造物となっています。

昨年は国の重要文化財に指定されたこともあり、坂戸橋に長く愛着を持って接してきた村民にとっては記念すべき年になりました。

今年から来年にかけては、これまでに傷んだ箇所を改修し、来年にはよみがえった姿を見せてくれるものと思います。

そこで、これまで長く坂戸橋を見守ってきた村民とともに竣工90周年を祝いながら次の100周年と次世代に継承する次のような事業を検討していただきたいと考えます。

1、坂戸橋竣工 90 周年と修復工事完成記念事業を開催していただきたい。
2、坂戸橋関連パンフレットの作成、これは一般向けと観光客向けのそれぞれがあつていいのではないか。
3、坂戸橋の教材化で副読本をぜひ作成していただきたい。これは小中学生向けですが、今ある郷土に関連する副読本では坂戸橋は 1 ページの半分ぐらいの記述で終わっています。早く教材化に進んでいただきたい。

4、プレートの設置と坂戸橋設計者、棚谷與市氏の親族参加による除幕式をしていただけないか。

2の坂戸橋関連パンフレットについては本年度事業に予定されていたとも聞いておりますが、進行中であればその進捗状況を併せて伺います。

3の坂戸橋の教材化ですが、学校現場の教職員の皆さんにこれを全面的に委ねることは現状ではかなり厳しいと感じておりますので、学校の外に検討チームを設置して教職員の皆さんに随時参加していただく手法が適切と感じます。そのためには検討チームの設置と委託予算の確保などに御尽力いただきたいと思ひます。

4のプレート設置時の除幕式に坂戸橋設計者、棚谷與市氏の御親族をお招きすることについてですが、棚谷與市氏のお孫さんが大阪にいらっしゃって御健在であることが分かっております。棚谷與市氏のお孫さんの御招待については坂戸橋の登録有形文化財化と重要文化財指定に御尽力いただいた山浦直人氏の強い要望でもあり、坂戸橋保存会としてもぜひ御招待したいと考えております。

村長と教育長の見解を伺います。

○村 長 坂戸橋が竣工したのが昭和 8 年、1933 年で、重要文化財指定が令和 2 年、2020 年 12 月 23 日であります。竣工から約 88 年を経てのことで、人に例えるなら米寿という節目であったこと、また現在修復工事が発注をされておまして、令和 4 年度中に終了すれば、まさに 90 年を経て再び村の東西を結ぶ重要な橋として、大げさに言えばよみがえることになるわけであります。ちょうど卒寿の年に当たります。

修復工事は長野県の手によるものでございますので、村は工事による通行止めの期間を利用しまして老木の桜を伐採し処理した後、来春には次世代の桜の若木を植えてまいりたいと考えております。植栽は村民の皆さんの参加で植えることも企画をしてございます。

お尋ねの竣工 90 周年と復旧工事完成記念事業についてであります。基本的に実施する方向で考えてまいりたいということを表明しております。

ただ、工事の完了時期等の問題、何よりも所有者が長野県でありますので県の考えも伺い進める必要があります。

パンフレット、副読本、除幕式につきましては教育長から答弁をいたします。

○教育長 今御提案いただきました項目ごとにお答えをさせていただきます。

まず坂戸橋関連のパンフレットについてでございますが、本年度の事業として予算化しておまして、現在、観光案内用としてパンフレットの作成を進めておるところでございます。見通しとしますと、年明けには完成する運びということになっており

ます。

続いて坂戸橋の副読本についてでございます。

坂戸橋については、重要文化財の建造物というだけではなく、渡し船の時代から坂戸橋が建造されにぎわいや戦争の悲しい歴史を経て今日に至るまで、中川村にとって大変大きな存在であるということは言うまでもありません。様々な分野の価値を含んだ題材であり、教材としての価値も非常に高いというふうに認識をしております。

どのような形で教材化していけばよいかということですが、御提案のあった副読本という形もありますし、学習用パンフレットという形もあると思ひます。また学習指導案と資料をセットにして授業で扱えるようにするやり方もあると思ひますし、視聴覚教材にして分かりやすく提示できるようなやり方もあると思ひます。

いずれにしましても、価値の高い題材であることは確かでありますので、できますれば保存会の皆さんにも御相談させていただき、専門的な見地も得まして教材化に向けて研究を進めていきたいというふうに考えます。

またプレートについてであります。本年度、坂戸橋の改修工事が始まることもありまして、これにつきましては来年度、令和 4 年度に作成して設置する、そういう予定で今進めているところでございます。

教育委員会としましては今のところ除幕式等を行う予定はございませんが、村長の答弁にもありましておとり竣工 90 周年と復旧工事完成記念事業を実施する運びとなりましたら、それに合わせて設計者の御親族をお招きすることができるかというふうに考えております。関係の皆様御助言も得まして相談しながら進めてまいりたいと思ひます。

最後に、過日、11 月の 16 日でありますが、公民館の郷土を学ぶ会におきまして坂戸橋を学ぶ講座が開催されまして、今回は 20 名の方が受講されました。歴史民俗資料館の米山学芸員に御講義をいただきましたが、皆さん大変熱心に受講していただきまして、充実した時間となったと思ひております。

改修工事の関係で現地での学習はこれからでございますが、私自身、学べば学ぶほど坂戸橋の価値を感じざるを得ません。次の世代に継承できるよう関係の皆様とともに取り組んでいきたいということも申し添えさせていただきます。

○7 番 (桂川 雅信) 教材化の話ですが、坂戸橋保存会としても全面的に協力したいという意向を持っておりますので、学習パンフであるとか、いろんな多様な教材の作り方があると思ひますけれども、村のためにぜひ一緒にやらせていただこうというふうに思っております。

それと坂戸橋の教材化に当たっての現地の見学ですが、これについても工事中でなければ見られないところがあります。ふだんは橋の裏側は見えないんですけども、今回工事をやっている最中だと当然足場を組みますので、今そのときに裏側を見られないかという相談をしておまして、もしこれが実現できれば、もう多分今後、私たちっていうか、今の若い方々も含めて生きている間に裏側の姿を間近で見られるときっていうのはもうないかもしれないので、ぜひこういう機会をつくりたいと考えて

おります。村側と一緒にこういう問題をちょっと取り上げて、村民の皆さんから愛着を持たれる橋として今後も引き続き取り組みを強めていただきたいというふうを考えております。

以上で私の質問を終わります。

○議長 これで桂川雅信君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時10分とします。

[午前11時47分 休憩]

[午後 1時07分 再開]

○議長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番 松澤文昭君。

○3番 (松澤 文昭) 私は、さきに提出した通告書により一般質問を行います。

9月における一般質問は「中川村への移住定住を促進するために、地域価値を総合的に高める取り組みと人口減少の歯止め対策について」ということで村長が2期目の政策に掲げている移住・定住を加速する仕組みづくりの政策について考えをお聞きする中、リニア中央新幹線、三遠南信自動車道開通を好機と捉え人と物の流れを呼び込む政策の必要性と農業観光交流センターの役割、名称及び関係人口、交流人口の増加の重要性について議論を行いました。

そんな中、先日の19日に山梨リニア実験線にてリニア走行試験の試乗に参加しました。この試乗に参加させてもらう中で2つのことを感じました。

1つは、リニアというのはちょうど飛行機と電車との中間に位置する乗り物で、私は個人的には浮上走行をすればほとんど揺れがないものと思っておりましたが、新幹線の乗り心地と比較しますと思ったよりも揺れがありました。

また、計画の様子を見ますと、ほとんど90%がトンネルということの中で、車窓からの眺めは見られないということでもありますし、飛行機だとか電車の移動で考えますと車窓から景色を眺めるということが出来るわけでありまして、リニアでは全くの遠隔操作、または無人駅というようなことも中で、飛行機や電車に乗っての景色を楽しむというような旅はもうできないというような感覚を持ちました。したがって移動時間の短縮と時間短縮をお金で買っておるのだなあというような感じを持ったわけでありまして。

したがって、1つは、飛行機や電車に乗るような楽しみがない分、1回は全国の国民がリニアに試乗するかもしれませんが、それから以降につきましてはビジネスの手段としてリニアは使われるのみであって、基本的に観光というものについてはなかなか使われない乗り物になってしまうのかなあということでもあります。したがってリニア沿線の市町村っていうのはとにかく地域の魅力を発信しない限りリニアによる誘客っていうのは難しくなってくるのかなあというふうに思ったわけでありまして、そういう意味では中川村もそういう点について検討していく必要があるかなあというふうに思ったわけでありまして。

○村 長

2つ目に感じましたのは、将来的にリニアが大阪まで開通するという事になれば計画の段階では最速で67分で東京—大阪間が結ばれるということになります。ちょうど山手線を1周するのに内回り、外回りがありますが62分～69分かかるとのことです。つまり、東京から大阪までリニアが開通すれば、東京、名古屋、大阪、リニア中央新幹線の沿線の市町村は大きな意味で首都圏と同じような位置づけになるのではないかなあというふうに感じたわけでありまして。

したがって、沿線住民、東京、大阪、名古屋の大都市圏はリニアによって非常に関係、結びつきが強まって世界でも類を見ないような巨大都市圏が誕生するのではないかなあということでもあります。ちょっと資料を読んでまいりますと、沿線市町村と東京、名古屋、大阪のGDPは311兆円ということで、日本のGDPの約57%にもなるというような巨大な経済都市圏になるということでもあります。

やはり中川村としてもこういう視点を持ってリニア中央新幹線の開通後のビジョンを考えておく必要があるというふうに感じたわけでありまして。このことにつきましては、また最後のまとめの中で村長と議論をしたいというふうに思っておるわけでありまして。

今回の定例会におきましては「中川村への移住定住を促進するために、地域価値を総合的に高める取り組みと人口減少の歯止め対策についてPart2」ということで、前回は交流センターのことを途中まで聞きましたけれども、それから以降、特に中期計画だとか目指す方向性だとか業務内容について村の考えをお聞きするとともに、ビジネスの場として中川村の地域価値をどのように高めるかということにつきまして村の考えをお聞きしていきたいというふうに思っておるわけでありまして。

まず、9月定例会で交流センターのことにつきまして中川村の関係人口、交流人口の増加を図るための中核的組織が交流センターになるよというような議論をしてきたわけでありましてけれども、それから以降のことについて次の点について村の考えをお聞きしたいというふうに思うわけでありまして。

まず1つ目としまして、農業観光交流センターの中期計画の作成について、刻々と変化をする農業生産物の状況や消費行動などを把握、予測し対応することが求められているため、中期的な事業計画については今後の運営状況を見ながら策定すると交流センターの基本方針の中で方針が示されております。

運営については模索をしている段階だと考えるわけでありましてけれども、関係人口、交流人口の増加を図るために村が目指す方向だとかスローガンだとかキャッチフレーズ等につきましては今から村民あるいは村外の人たちに示していく方がいいのではないかなあというふうに考えておるわけでありましてけれども、それにつきまして村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

本年4月にオープンいたしました農業観光交流センターにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響拡大により、これまでの間、対外的な活動はなかなか行えない状況でありました。

そのような中、1つは、ふるさと納税返礼品につきましては順調に推移をしておる

ところでありますし、その返礼品や返礼農産物の生産、それから発送指導などに主に携わってきたところでございます。

また、同時期に有料化された陣馬形山キャンプ場などをはじめとした観光案内業務も、観光客の少ない中ではありますが、村を周遊し堪能していただく、そういうための案内に努めまして、観光と農業の相乗効果も表れ始めているというふうに考えるところであります。

余談であります。1つ。金曜日、土曜日に奈良県の大和郡山市へ行ってまいりました。そこで城下町でありますので町の中を職員の方に御案内をいただいたんですが、その中で、私も——実は私ではないんですけど、職員が陣馬形山キャンプ場のほうに行ってきて、非常に整備されていてすばらしいと、こういう環境と奈良では決して見ることのできない景色を見たということで、非常に感動したというお話をしてくれました。

それはともかくとして、一方、交流センターが開所し実際に業務を行う中で交流センターの役割や組織的な課題について改めて考える必要性も感じております。交流センターの目的、役割、取り組むべき事業、組織の在り方などについて、組織内部のほか交流センターに関わる関係組織、団体等と意見交換をしながら改めて検討したいというふうに考えております。それにつきましては少し時間が必要かなあということでございます。

そういう意味で村が目指す方向、スローガン、キャッチフレーズ、これを掲げることが大事ではないかということでございますけれども、当面はなかがわ旅の案内所という言い方をして少しずつ広げていくということを考えておるところでございます。

○3 番 (松澤 文昭) 今、村長から関係の組織と連携してというような言葉がありました。

交流センターは村の組織として活動するわけでありまして、私はやはりそれだけでは発展性がないなあというふうに思っておるわけでありまして、それに類似するような民間の組織、例えば陣馬形に關係する人たち、あるいはキャンプ場に關係する人たち、望岳荘、商工会、JA等、いろんな關係する組織があるわけでありまして、交流センターが核となってそういう組織と連携をして村の關係人口あるいは交流人口の増加を図ることが必要かなあというふうに思っておるわけでありまして、その点について村の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 農業観光交流センターと連携が図れるというふうに考えております組織としては、当然農業分野ではJAですとか農産物生産組合が考えられます。観光分野におきましては観光事業者等というふうに思われますし、これら以外にも連携による相乗効果が期待できる民間業者は探せばもっと多くあるというふうに思っております。村内外にこだわらず各社と面談や商談を行いながら村にメリットになる連携を見極めていきたいというふうに思っております。

実は、非常に小さい話ではあるのかと思いますけれども、日本で最も美しい村連合、実はこれを介しまして幾つか紹介をいただいている企業などもありますので、こういった企業、1つは美しい村の棚田等を利用してそこからいろいろ加工品を作ると、

そういうことで中川さんでもどうでしょうかというようなことがありました。例えばこういうふうなことを紹介していただける企業もサポーター企業としてありますので、こういう皆さん等も含めながら検討を進めていきたいというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 今は交流センターの業務としてふるさと納税の注文を受けておるわけでありまして、村のホームページ上にふるさとチョイスがあって、それに対して注文が入ってくるということでありまして。

出品者にホームページを開設してもらって、それを交流センターがお手伝いをして、出品者全員にそれぞれホームページを作ってもらって、そして注文をした方が出品者のホームページへアクセスできるような体制ができれば、この仕組みづくりができれば関係人口だとか交流人口の増加につながるんじゃないかなというふうに考えておるわけでありまして、そういうことについて検討しておるかどうかお聞きをしたいというふうに思います。

○村 長 ふるさとチョイスへの出品に当たりますと、掲載をしております写真ですとか商品構成のアドバイスなどを現在は行っております。

また、ふるさとチョイスに限らず、SNS、こういったものを活用した農業者の情報発信に寄与したいという意味で職員によるSNS活用出前講座を計画しております。インターネットを活用して自らの農産物や商品を広く周知していくことはこれからの時代には必要なことであるというふうに考えておりますので、気軽に参加していただいて、それぞれの商品宣伝に併せて村の情報発信もしていただくことで村のブランドイメージの向上にも寄与するというふうに考えるところで。

ふるさとチョイスからそれぞれの出品者へ直接アクセスするっていうことは、ちょっとこれはできません。したがって、これに併せて売買には結びつかないということでありまして、今はふるさとチョイスのほうに紹介をする農産物、商品名にどこそこの農園のものとか、こういう形で名前を入れる工夫によりまして事業者の名前が広く知られるように向上を図っていくということで対応したいと思っております。

SNS利用の講座を開いておりますので、こういったものを通じて各農家さんが、あるいは事業者さんがそれぞれのホームページを作りたいということに関しては、村にもそれを専門に行うといえますか得意な方がいますので、そういう方を紹介しながら一緒にお手伝いしていただくということでお互いがうまく回るような仕組み、こういったものをつくっていききたいということでございます。

○3 番 (松澤 文昭) 私が考えておるのは、もちろんふるさとチョイスから直接できれば一番いいんでしょうが、例えばチラシならチラシの中にホームページのアドレスを書いておいて、そしてそこからでも、とにかく出品者が全員ホームページを持っているということが大事じゃないかなと私は思っているわけでありまして。それができれば注文者と生産者との直接交流ができることになるわけです。そうすると基本的に中川村のファンづくりにもなりますし、そのことによって関係人口、交流人口の増加につながってくると私は思っています。

特に中川村の村民っていうのはおもてなしの心を持っておる方が多いわけでありま

すので、直接やり取りができれば中川村のファンづくりにつながるのではないかなあというふうに考えておるわけでありす。

あわせて苦情処理等につきましても一定のマニュアルを作っておいて、その出品者に提供しておいて、いろんなことがあってもホームページ上で少しでもやり取りができれば、これは非常に中川村のファンづくりに貢献するんじゃないかなあと考えておるわけでありすけれども、そういう意味で出品者に対してはホームページを作ってもらおうということをご指導していくということが大事かなあと思っておるわけでありすけれども、その点についてもう一度村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村長 例えばインターネットを使って農産物を販売していく、見せ方って結構大事だと思います。

一旦ふるさとチョイスを通じてお買い求めいただいた農家さん、これははっきりしますので、非常にすばらしかったということになれば、例えば以降はこの農家さんと直接取引をする、あるいはお友達に紹介して、子どもたちがそこからやるっていうことになるにはやはりインターネットを通じるっていうことになります。

今、松澤議員がおっしゃったことについては1つの方法として、具体的にどこまでできるか分かりませんが、先ほど申し上げたとおり作り方がやっぱり大事になりますので、そのことの指導なり協力は、何ていいますか、交流センターの仕事としてしっかりやっていきたいと、こういうことを考えております。

○3番 (松澤 文昭) もう一つ違う観点からお聞きをしたいと思います。

今、空き家情報等は交流センターが基本的に業務を担っておらないわけでありすけれども、関係人口、交流人口の増加を図っていくということになれば、やはり空き家情報等につきましても私は交流センターが担っていったほうがいいのかなあというふうに思っておるわけでありす。

不動産業者との連携を図りながら空き家情報だとかその管理、空き家情報の情報発信等、移住希望者への対応も全て交流センターが一元化をして管理をしていくと、そういうことができれば移住希望者に対しまして総合的な取組ができるような戦略になるというふうに考えておるわけでありすけれども、その点について村長の考えをお聞きしたいと思います。

○村長 今は空き家をお探しになる方は直接役場に見える方もいらっしゃいますし、ホームページを御覧になって、そこから電話等でお話をされると、こういう方もいらっしゃいます。

いろんな意味で、まず不動産業者の方がやっぱりこの道では非常に詳しいノウハウもあるということでありすので、まずその皆さんと情報をお互いに交換し合える、これがやっぱり探してくる皆さんにとっても一番メリットがあるということで、これはむらづくり係が中心になって始めましたので、私としては、空き家の情報管理、それから空き家を探して見える方についてもこここのところが中心になって進めていくのがよからうというふうに思います。

たまに恐らく交流センターをのぞいた方の中でそういう方が出るかもしれませんが、そういう場合には情報をお互いにやり取りできるように、つながるようにしていけばいいというふうに思っておまして、私としては交流センターの役割はそれ以外にあるだろうというふうに思っております。

○3番 (松澤 文昭) 私は根本的にやはり関係人口、交流人口の増加を図るのは交流センターが中核的に担うべきだと思っておりますので、そういう意味ではそれに関する全てのものを交流センターで一元化するのがいいのではないかと考えておるわけでありす。

その中で、この間、決算特別委員会があったわけでありすけれども、質疑の中で小平住宅のお試し住宅の利用者と地区住民の交流についての質問が議員のほうからありました。それにつきましては、移住・定住に結びつくために小平地区のお試し住宅を造ったということでありすけれども、地区住民との交流をしていかないと移住に結びつかないんじゃないかという質問があったわけでありす。

村のほうからですけれども、答えの中にこういう答えがありました。交流につきましては、村としてはそれを強くお願いしているわけではない、現在は新型コロナウイルス感染症の影響で皆さんが集まる機会は少ないが、地区には利用者が挨拶などを行うなどしている、利用者の中には住民との交流が苦手な方もいる、行政が地区に対して後はお任せではなく、交流プログラムを提示して利用者との交流を進める工夫をするとの回答がありました。

私がお聞きしたときには、やっぱり住民との交流プログラムを村の職員が担うってことは非常に難しいなあと思ったわけでありす。その部分をやはり地域おこし協力隊が担っていくのがいいんじゃないかなあというふうに感じたわけでありす。

そうやって考えていくと、今、交流センターの中に地域おこし協力隊がおるわけでありすので、そういう意味でも、前段で申し上げましたように交流センターが今言った移住促進のことも含めて、空き家情報のことも含めて、そして交流プログラムも含めて対応していけば、一元化ができれば移住の最終的な決断に結びつくんじゃないかなあ考えるわけでありすけれども、その点について村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村長 小平のお試し住宅に関しては、私どもとしても、例えば地域の皆さんと出会ったり、いろいろな行事のときに、農作業に出てこられるかどうかは別として、そんな機会を一緒に組みながら、できればそういうときに——今はなかなか慰労会という非常に農村のコミュニケーションを取る一番いい方法がなかなかできませんもんですから難しいんですが——そういうこともやっぱりどこかできちんと提案をしてやる、地区と、それから利用された方をマッチングするとか結びつけてやる、そういうことを行政がしっかり能動的にやってこなかったってことに問題があるということは思っております。

それを担う方は誰がいいかっていうのは、行政でもいいし、集落支援員っていう立場の方もいますので、どこに所属しているからということではなくて、これは村側の

いわゆる課題として、以降、地域と一緒にどういうふうにしていくかっていうことは考えていくべき指摘だと、事項だというふうに捉えておりました、交流センターがやるということではなくて、そのことはおっしゃるとおりだと思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 先ほどの村の回答の中で話があったように、利用者の中には住民との交流が苦手な方もいる、確かにそういう方がいると思います。

私は交流事業をやるっていうことは地区との付き合いが苦手な方がいるってことが分かることのメリットもあるかなあというふうに考えておるわけでありまして。今、中川村が移住者に求めているのは、地区作業等にも出てくれるような地区との交流ができる移住者を求めているわけでありまして。交流プログラムをきちっとやれば、そういう苦手な方も分かって、中川村が求めている移住者の方も分かるということになりますので、そういう意味では大きなメリットがあるかなあというふうに思っておるわけでありまして。

それで、やはりそれを職員にやってもらうってことは非常に難しいかなあということで、やはり先ほど申しましたように、これを地域おこし協力隊が担っていくとすれば中川村が求めている移住者が移住決断をするような体制ができると私は思っておるわけでありまして、その点について村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 地域おこし協力隊にしろ、やはり集落支援員にしろ、やはりそのことを目的に思ったり、そのことを特に主体として村づくりに関わりたいという、そういう意味で言ったらお一人女性の方がいらっしゃいますので、こういう方に間に入ってもらうってことは非常にまた面白いんじゃないかと思っております。

隣近所と生活する、一緒にいろいろな地区行事に参加したりということを一苦手ということはいいとして、最初から拒否するという前提で、これはお試し住宅を使って中川村に移住しますという結論になるかどうかということでありまして。つまり、ここを選ぶ人は、やはり土地柄とか景色とか、いろんな意味で、そうはいつでも近くに薄くても人もいるし、何らかの形でお付き合いをしながらここがいいなというふうに思ってくださいと思います。

苦手な方であれば、やはりうまく地域とのマッチングをして差上げるってことで余計に中川村に住まわせてらおうかというふうに思うかもしれない、そういう意味では確かにそういう集落支援員っていうか地域おこし協力隊として専門にやる方をうまく利用じゃないですけど、間に入ってもらうという手は1つあるかなあというふうに、改めてお話を聞いて思いました。

○3 番 (松澤 文昭) 私がずっと交流センターに思っていることは、関係人口、交流人口、あるいは移住・定住に関わる全ての業務を何回も言っているように交流センターが全て担えばいいんじゃないかなと、そういう体制ができればいいんじゃないかなあというふうに思っておるわけでありまして。

関係人口だとか交流人口、移住・定住に関わる全ての業務を交流センターが担うということになれば、それは大変な業務になってしまうというふうに私は頭の中で思っ

ております。

そこで、前回のときにも議論を行ったように、村長もそうだと思いますけれども、村としてもやっぱり移住・定住の促進を一番の最重要課題として考えていると思うんですよ。そのことを最終目的としているとすれば、やはり交流センターがそのことを担うのですから、そのことに特化できる、そのことに集中できるような業務に今から位置づけてその方向に向かって動いていく必要があるかなあというふうに思っておるわけでありまして、その点について村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 農業観光交流センターのこれからの主要な業務というかを含めての方向は、まだまだ始まったばかりということはあると思いますが、ただ、何ていいますか、村の施策の重要な柱であります人口増加対策・施策を庁舎の外の組織に移管をするということは、ちょっと現時点では非常に難しい、スタッフの数という点から考えても農業観光交流センターに移すということは弊害があるんじゃないかというふうに考えております。

やはり、どうしても中川村の中心である農業と農業観光ですとか、いろんな意味での観光、こういったものを核にして現在の事業の充実を図っていくべきだというふうに思っておりますので、方向としては移住と定住を促進する部署はやはり庁内にあって、ただし、やはりその部署と連携を交流センターは強化していく、こういうふうにしながらいよいよ組織と施策の充実を図っていくと、こういう方向がやはりいいんじゃないかというふうに思います。

○3 番 (松澤 文昭) 移住者から見るとあっちこっちに移住に関するものについて聞き回るっていうのは非常に不便さを感じるんじゃないかなあというふうに私は感じております。したがって、何回も言うように交流センターが移住者だとか関係人口、交流人口の増加に関わることを全て担うような形にして一元化するような組織ができれば、そのことが周りから見たときに非常に中川村は分かりやすい組織で、移住者にとっては非常にいい村だよってような印象になるんじゃないかというふうに思っておるわけでありまして、やっぱりそういう組織にするべきじゃないかなあと思うわけでありまして、再度、村長の考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 移住・定住をされる方がまずどこで中川村を知るかということだと思いますが、これは場所っていうよりも、やはり今はこういう時代ですから、やはり窓口はホームページだろうというふうに思っております。ホームページを見た上で、どこがそれを担当しているかということでそこに問合せをし、そこに出かけるということでありまして。

いろんな意味で言ったら、先ほどから考えておりますのは、交流センターでもいいんですよ、いいんですけれども、何度も申しますが、実際にはやっぱり農業の振興と農産物等をうまく使った農業観光ですとか、いわゆる観光地等の案内っていいですか、こういう役割を中心にすべきであって、どうしても移住・定住についてはいろんな要素も関わりますので、やっぱり庁内に置くべきだということで、ちょっと、あくまでそういうふうに思います。

○3 番 (松澤 文昭) まあ、このことはいつまでたっても議論が尽きないと思います。

私は逆に農産物の販売等は外部委託を行ってもいいかなあというふうに思っているくらいであります。むしろ交流センターが関係人口、交流人口、それから移住者の対応をするべきだなあというふうに思っておるわけでありまして。ちょっとこのことは議論していても尽きないと思います。

今、ちょっと村のホームページのことについて話がありました。ちょっと先ほどの決算特別委員会の質問の中でも村のホームページのことについては何回か質問が出たわけでありましてけれども、その中のデータアップについては各課でそれぞればらばらでデータアップをしておるよってというような話がありました。

やはり村のホームページの統一感を出すためにはどこかが中心となって最終的な方向づけをすることが必要かなあと思っておりますので、そういう意味では広報情報係が一応チェックをして村のホームページの統一感を出していくということが外部から見たときにも非常に見やすくなるかなあと思うわけでありましてけれども、その点について村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 ホームページには2つの目的といいますかがあると思います。これは見た方が中川村で進んでいる行政的な仕事、行政の情報等がしっかり分かるということと、それから外部の皆さんから見ると中川村ってどういうところなんだろうっていう意味でこれを知らしめる、PRしていく情報、こういった二面性についてはしっかり把握をしなければいけないと思っております。

移住者の関心という点では今申し上げたとおりであります。それぞれの担当課、例えば行政情報であれば広報情報係でございます。それと村のPR情報についてはむらづくり係、あるいは農業観光交流センター、この連携でもあるんですけども、これで管理していくのが望ましいというふうに考えます。

見た目の統一感ですとか見やすさ、たどり着きやすさという点では、管理する広報情報係でしっかり監視していく、最終的には委員会の皆さんもそうすべきではないかということではなかったと思います。監視をしまっているわけでありましてけれども、具体的な方法としては、庁内にワーキンググループをつくってありますので、これを活用して常に見直しをかけていくということで、変えていきたいと思っております。

また、最近ですけどホームページを少し直してありますので、ちょっと小さくて分からないかもしれませんが、その都度御指摘の点についてはきちんと誰がどういう情報を直していくかっていうことはすみ分けをきちんとしながら、これは徹底していくということを考えております。

○3 番 (松澤 文昭) ぜひともお願いをしたいと思っております。

それでは、ちょっと違う観点からまた議論したいと思っておりますけれども、ビジネスの場としての中川村の地域価値を高める取組をしていったらどうかということでもあります。

コロナ下におきましてテレワークだとかフリーランスで働く人が増えてきております。これらの人たちは地方への関心が非常に高いということでもありますけれども、地

方への関心を持っている人を中川村の移住へと結びつけるには、やはりビジネスの場としての中川村の地域価値を高めることが必要であろうというふうに私は考えておるわけでありまして。どういうふうに高めていったらいいかということにつきまして考えていきたいと思うわけでありまして。

1つは、中川村でも人口減少対策としましてお試し住宅だとかお試しシェアオフィスだとか村営住宅の建設等の政策が進められておるわけでありましてけれども、やはりこういう施策っていうのは短期的な移住政策としては非常に効果があるだろうと考えておりますけれども、やはり来てくれ来てくれっていうような戦略になってしまうというふうに私は思っておるわけでありまして。こういう一過性の戦略ではなくて、中川村の魅力を確認にして、その魅力を高めて、そして中川村にきたいよと、そういうような村づくりをしていくことが必要だと考えるわけでありましてけれども、村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 来てくれ来てくれっていう一方的な言い方では通用しないだろうということは思いますし、そういう意味では魅力ある村が外の方から見えて、それで来たいような村づくりをすべきであるということは、まさにそのとおりだろうというふうに思っております。

例えば創業や移住を考えたときに、中川村の立地条件を考えるとしますと仕事と住居はセットで考える必要があるかと思っておりますし、ビジネスの場合は移住・定住の受皿として創業の支援とともに村営住宅や分譲地の整備、空き家、空き地等の紹介をしていくなど、やはり住まいの条件整備については今後必要になるだろうと、こんなふうに考えております。

○3 番 (松澤 文昭) 中川村は自然環境には恵まれておるということでもありますけれども、平たん地が少なく工業用地の確保が難しい中、大規模な工場誘致はなかなか難しいのが現状かというふうに思うわけでありまして。

しかし、今は情報社会ですので、新しい働き方を求める企業だとか働く場所を選ばない企業が今は多く存在しております。これらの企業は災害に対するバックアップセンター機能として交通アクセスがよくて豊かな自然があって情報通信網が整備されている地域を探しておるわけでありまして。例えばサテライトオフィスだとかベンチャー企業だとか、あるいはいろんな研究機関等があると思うわけでありまして。

要するに、これらの企業は先ほど申しましたようにビジネスの場としての地域価値を高めれば中川村に関心を持つというふうに考えておるわけでありましてけれども、そういう点について村長の考えをお聞きしたいと思っております。

○村 長 インターネット通信環境が整っていて、想像的な仕事をするのに自然環境が豊かであって、中川村についていうと非常に眺めて飽きることのない景色があります。非常に起伏に富んでいる。両方を見れば高い山並み——もう既に真っ白く冠雪を頂いておるところであります——まずこういうあまりない景色、そして首都圏との往来も短時間にできると——先ほどリニア中央新幹線の話がありましたけれども、今後は確かに短時間で往来できるようになるだろうというふうに思います。本格的でなくても耕

作して農産物もつくることができ、休日は都会にはない散策もでき、有名ではない—有名ではないという言い方はありませんが、先ほど言ったとおり陣馬形のキャンプ場は相当なもんだと私も思いますが、特にそういう有名な観光地っていうものはないもんですから観光スポットも特にあるわけではないんですけども、都会では味わえない、しかもそこに住民同士の交流も求めればあるなどなど、これからはこれがやっぱり中川村の魅力であり、地域価値ではないかなというふうに私は思います。自然的な価値かもしれません。こんな働き方ですとか過ごし方が従来とは異なる働き方のスタイルになるかなあというふうに考えるところでございます。

○3 番 (松澤 文昭) 今、コロナ禍によりまして国を挙げてテレワークを推進しております。

内閣府が地方の景気情勢をまとめた報告書、地方の経済 2020—2021 を発表しておりますけれども、2022 年卒業予定の大学生や大学院生の 57%がテレワークなどで働く場所が自由に決められる場合には「地方に住みたい」と回答しており、この報告書では新型コロナ感染拡大でテレワークの導入が進み若者を中心に地方移住への関心が高まっていると指摘しております。

また、出産、育児、介護、身体障害などの理由で就労が困難な人や病気、けがなどにより通勤が困難な人でもパソコンやインターネットの環境を整えれば働くことができます。企業がテレワークを導入していれば従業員一人一人に合わせた働き方ができるようになります。

テレワークを中川村で推進することが必要だと私は考えておるわけでありまして、そのためには事前にビジネスの場としての中川村の地域価値を高めることによって働き方の革命を起こす村だというような外部からの認識ができるというふうに思っております。

○村 長 中川村が外部から見て働きやすいっていうか、そういう中川村で働ける、非常にテレワークしやすい環境にあるということを整えるっていうことが大事ではないかというところは、私もそういうふうに思うわけでありまして。

例えばインターネット環境について申し上げますと、中川村はテレワークに適さないレベルであるというふうには思っておりません。

例えば先ほど例に挙げられましたけれども就労ですとか通勤が困難な方、そういう方の経済的な状況に鑑みてパソコンや通信費用に何らかの支援をとということであれば改めて考える余地はあるとは思いますが、そもそもの問題としてテレワークができる仕事に就くことが、やっぱりこれは前提で成り立つことでございます。

そういう意味では、諸外国と比べて日本ではまだまだテレワークが進んでいないというふうに言われるわけでありましてけれども、その理由はインターネット環境ではなくて、なかなか古いところの考え方から抜け出せない人が多いのかなあというふうに思っております。

最近私も知ったんですけども、村にいる方で——これは都会で働いていた方です。技術系の方だというふうにお聞きしていますが、東京に会社の本社があるんですが、

そこで仕事をしていたんですが、コロナのこういう状況になって本社から分散をして、それこそテレワークでも仕事は完全にできると、そういう方が村内にもいらっしやいますので、直接聞いたわけではありませんが、中川村は条件的にはインターネット環境は恐らく十分整っておるというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 私は今のインターネット環境よりもう一步進んだことを考える必要があるんじゃないかなあというふうに思っておるわけでありまして。やはり今よりかも進んだインターネット環境の整備ができれば、他の市町村と差別化が図れるような環境になれば、そうすればテレワークで働く人だとかフリーランスで働く人の関心が高まるということになるわけでありまして。

そのための手段としてケーブルテレビ事業者が自治体と連携協定などを結んだ場合に限って無線免許を与える総務省の制度、地域広帯域移動無線アクセス、通称地域BWAというものについて——今、エコーシティー・駒ヶ岳が無線免許は取っておるわけでありまして。地域BWAっていうのは1つの市町村の行政区域の全部または一部、あるいは都道府県の行政区域の一部などを対象としておりまして、このシステムはこれらの対象区域において、地域の暮らしだとか防災情報の配信、児童・高齢者の見守り、学校などのネット利用、公共機関の運行情報、商店街の監視カメラなどの映像伝送、条件不利地域の解消など、地域住民のためのサービスの実現を図るために地域BWAを活用した地域公共福祉の増進に寄与するサービスの計画を有する等の条件を満たす者に対して、総務省が審査の上、地域BWAの無線免許が付与されるという制度であります。

この制度を使って中川村が連携協定などを結んだ場合に限って無線免許が与えられるわけでありまして、この実現に向けてエコーシティー・駒ヶ岳と連携を取って取り組むことが必要かなあというふうに思っておるわけでありましてけれども、村長の考えをお聞きします。

○村 長 これは非常に技術的なことで非常に難しいことなんですけど、ちょっと私が自分の言葉できっちり説明できればいいんですが、これは総務課長がきちんと説明をしたものを私が読みますので、ちょっとよろしくお願ひします。

まず、地域広帯域移動無線アクセス、地域BWAの早期実現についてエコーシティー・駒ヶ岳と連携して取り組むことが必要ではないかということです。

エコーシティー・駒ヶ岳では、現在、地域BWAの基地局を駒ヶ根市役所に設けてサービスを提供しております。その目的は、エコーシティー・駒ヶ岳のインターネットサービスが固定光ファイバー回線を使用した接続サービスであるために建物の構造上施工が困難な集合住宅に対してはサービスが提供できませんので、地域BWAというものを使って無線のインターネット接続サービスを提供しておるというふうなことのようであります。

BWAの速度についてであります、下りが最大でも110メガ・ビット・パー・秒、110メガビーピーエスなので、固定の光回線には遠く及ばない速度であります。

エコーシティー・駒ヶ岳では、インターネット接続サービスの中心はあくまで光ファイバー回線を使用したものと考えているというのであります。

また、無線のインターネット接続サービスの本命は5Gと考えているようですが、そもそも無線接続サービスで携帯電話会社など他の通信事業者には対抗できないのではないかと考えているようであります。

エコーシティー・駒ヶ岳としてはローカル5GをWi-Fiに代わる選択肢として考えています。ローカル5Gの運用には無線局の免許が必要で、エコーシティー・駒ヶ岳はこの免許を念頭に地域BWAの事業者となったというのが経過のようであります。

地域BWAにせよローカル5Gにせよ基地局を運営するコア設備というものが要るようでありまして、このコア設備を造るには数億円単位の投資が必要だそうであります。エコーシティー1社では提供できないということのようであります。CATV業界全体で統一した仕組みがあるようでありますので、現在その活用を検討しているようであります。

それから、ビジネスの場としてのインターネット環境を考える場合、IoT——物のインターネットと言われるものでありますけれども——IoTなども含めましてオフィスですとか工場内の通信環境が今後は重要になってくるだろうというふうに思います。そういう意味では、光回線の充実とWi-Fiやローカル5Gという職場内の高速無線環境を組み合わせるのがよいのではないかとというふうに考えるということでございます。

○3 番 (松澤 文昭) ローカル5Gでも私はいいんですよ。

私がちょっとイメージしていることだけ申し上げて私の質問を終わります。

私がイメージしておりますのは、今テレビコマーシャルでこんなやり取りが流れております。川沿いの中のジャングルみたいなところに机を置いて事務を行っているCMが流れておりまして、その中でこんなやり取りがされております。「どうしてこんなところで。」と問いかけると「オフィスで働くのではなく、働く場所をオフィスと呼んでみる。」とジャングルの中のオフィスで働いている人が答えておりまして、最後のナレーションの中では「いつか地球全体がオフィスになるのかも。」と、こんなCMが流れておるわけでありまして。私はこれをちょっとイメージしておるわけでありまして、中川村の中の例えば天竜川の河原とか陣馬形だとか小渋ダム等、村内どこでもパソコンやタブレットが接続できるようになれば中川村のイメージが大きく変わるだろうというふうに思っております。

今、中川村ではWi-Fiを公共施設の中に設置しておって接続環境をよくしておるわけでありまして、これはどこの市町村でもやっておるわけでありまして、やはり一歩進めた違う取組をすることができれば全国から注目されるかなあというふうに思っております。この村では駄目だとか無理だとか、できないってということではなくて、いかにできる方法を考えてとにかくやってみるということの精神で前向きに取り組むことが必要だと考えておるわけでありまして。

国もデジタル化の推進を行っておるわけでありまして、村内どこでもインターネッ

トに接続ができ、地方再生のモデル地区として指定を受ければ国の交付金も期待できるというふうに考えておるわけでありまして、まずは取り組んでみる必要があるかと考えておるわけでありまして。

時間がありませんので答えはいいですけども、一応そんな考え方を持っているということを申し上げまして、私の一般質問を終わりとします。

○議長 長 これで松澤文昭君の一般質問を終わります。

次に、5番 松村利宏君。

○5番 (松村 利宏) 私は通告書に基づいて質問をいたします。

まず1つ目ですが、茅野市宮川高部の下馬沢川では、9月5日夜、土石流が発生し、全壊10軒、一部損壊2軒、床上浸水21軒、床下浸水68軒の建物被害がありました。

国土交通省国土技術政策総合研究所は、下馬沢川や周辺の支流を調査した結果について下馬沢川上流部にある沢の周辺で山腹が崩れる表層崩壊や川の側面や底が削られる溪岸・溪床浸食が複数発生し、土砂の一部が砂防ダムなどを乗り越え県道周辺まで流れ込んだと説明しました。下馬沢川上流には砂防ダム1基、床固工2基があり、その上流で表層崩壊、溪岸・溪床浸食が発生しました。砂防ダム、それから床固工が土砂や流木を食い止め一定程度の効果があったと言われておりますが、土石流発生前の砂防ダム、床固工がどの程度埋まっていたかが不明です。

県は、河川などに流れ込んだ土砂などを撤去し水路を確保すること、砂防ダム内の土砂の土砂掘削が必要だとしております。

また、8月15日、岡谷市川岸東で発生した土石流では3名の方が亡くなられました。国土交通省が17日行った現地調査では、3日間にわたって飛び抜けて強い雨が降ったわけではないとする一方で、13日午前1時から災害発生時刻に近い15日午前6時までの累積雨量が377mmに上り、かなりの雨が降り続いていたという。中大久保では土砂が幅10m、長さ20m、深さ4mにわたって崩れ、流木を巻き込んで中央道下の隧道を抜けて住宅に流入した。土砂量は推定400~800m³。昔の火山の噴出物が堆積している塩嶺累層の部分で崩壊が起きているといい、雨で山が大量の水を含み、地下水が集まり崩壊したと見ています。現場付近の土砂は不安定な状態にあり、土砂流出防止の構造物の構築、警戒情報が出るよりも早く避難を呼びかけることが必要だとしております。

国土交通省は、今年の8月豪雨において7県21の砂防施設で下流の住宅地への被害を防いだとしております。

岡谷市湊では2006年の土石流で7人が犠牲になり、県は2011年までに総事業費約21億円で砂防ダム4基の設置や溪流の保全工事を実施しました。

今年8月の大雨では、岡谷市小田井沢川の1基が土砂や流木をせき止め下流域約90戸への流入を防ぎました。岡谷市川岸東の本沢川、辰野町伊那富の^{にれさわ}楡沢、箕輪町富田の^{もみ}縦の木川、木祖村藪原の寺の沢、木祖村吉田の仏沢でも土砂や流木をせき止めました。

それで1つ目ですが、昨年7月豪雨で被害を受けた谷田川は、現在、砂防堰堤を建

設中です。

村内各河川には砂防ダム、床固工が設置してあります。

今年8月の大雨で県内各地の砂防ダム、床固工が土砂や流木をせき止め下流域への流入を防いだことが実証されています。

村内にはかなり小河川があるわけですがけれども、その中で村が計画し、地区総代とか河川モニター、防災士等の代表と定期的に——これは11月～3月頃がいいかとは思いますが、砂防ダム、堰堤、それから床固工の現況把握をすることを提案します。特に、これは過去に何回か私も質問したことがあるわけですがけれども、なかなか現況を把握されていないというところがあります。

この結果を見ますと、このようになんか重要なアイテムになってきています。土砂や流木でそこが埋まっている場合は、伊那建設事務所、飯田建設事務所、上伊那地域振興局、南信州地域振興局へしゅんせつの要望をすることが必要になってくるかと思えます。

今は国のほうも国土強靱化で予算を全部取っています。しゅんせつはできるはずですので、その辺も含めてこういうのをやっていく必要があるというふうに考えます。

村長の見解をお聞きします。

○村 長

砂防堰堤につきましては、全村でかなりの数があります。

結論から申しますと、村で毎年点検するというのは非常に難しいということであり

ます。地域の危険箇所を把握する意味でも各地区で見回っていただき、気になる箇所を村にお教えいただくような対応が現実的だと思いますし、現在でも地区総代さんがそれぞれの地域付近にお住まいの方の要望を聞いてまとめて毎年1回ではありますけれども村のほうにお寄せいただくのは、砂防堰堤にひびが入っているとかが埋まっているとかいうことの対策の声を求めるものであります。

また、砂防堰堤だけではなくて、地域振興局、長野県が整備しております谷止め堰堤、こういったものについても同じような要望が寄せられております。

また、先ほど国土強靱化というふうなお話もありましたけれども、国は実は大草の桑原地区のほうに大規模ないわゆる堰堤も今計画しておるといふようには聞いております。

ですので、今ある方法でやっていただく、そして繰り返しになりますが気になる箇所を教えてください、そういう対応が現実的かと思えます。もしそういうときには、必要なところを私ども、あるいは長野県土木部、それから振興局、こういった関係する皆さんと一緒に見回りをして直していただくようなことをしたいと思えますし、また要望も上げていくということでもあります。

担当課で要望箇所を現地確認し、今申し上げたとおり、伊那建設事務所等、管理者別に施設改修やたまった土砂のしゅんせつを要望しております。

とりわけ伊那建設事務所とは、年に1度ではありますけれども所長以下関係課長・係長と改修要望箇所の現地立会いを行いまして、その都度要望を出してございます。

飯田建設事務所管理の砂防堰堤は村内にはありません。

話は変わりますがけれども、主要地方道松川インター大鹿線の改良につきましては、同期成同盟会の一員として要望に出向き飯田建設事務所長と懇談をしております、こういう場を使いまして中川村でのこういう話があると、こういう要望もあるということもそういう場を出しておるところでございます。

また、振興局の林務課に対しても治山要望としまして村から要望し、現地確認を行っております。

したがって、議員がおっしゃれるような積極的な意味での体制をつくるのが本当はできればいいわけでありましてけれども、そこまで手が回らないので、今の方法をきちんとやるということでは十分ではないかなというふうに思っております。

○5 番

(松村 利宏) 今回回答いただきました。

一般的には私もそれでいいかと思っております。

しかし、非常に主要なところ、過去、例えば前沢川、保谷沢川等の上流部、松川町それから飯島町にあるようなところは村外のところに堰堤等があります。そういうところは過去何十年にもわたってしゅんせつを要望しても全然びくともしませんでした。これが事実です。そういうところはやはり定期的にやるべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○村 長

ちょっと話が飛んでしましますが、村外ということになりますので、これについては関係する松川町、私どもでいったら飯島町ですか、そういうところの関係部署あるいは首長の方々にきちんとその説明をしながら、要望してほしいと、どうなっているのかということも改めて調査してほしいということもまず申し伝えていくということかなあというふうに思っています。

○5 番

(松村 利宏) 今回回答いただきました。

そのとおりでと思うんですが、やはりこれは現地と一緒に確認するということが大事だと思いますので、それを行政として当然やるべきだと私は思いますので、その方向で今後調整をしていただければというふうに思います。

次に参ります。

9月6日なんですけれども、午後の5時30分頃、保谷沢川において雨が降っていないのに泥水が流れてきました。上流で工事を実施していないため、午後6時30分、総代、副総代は中川村地積を確認したが、異常ありませんでした。

私は、午後6時頃、上片桐駅から約1km上流の河川を泥水が1分間隔で大量に流れている状況を確認しました。上片桐住民は河川の異常を松川町役場建設課に通報しており、午後6時頃、建設課の担当が現地で確認をしていました。私は、建設課の担当者から中央高速の上流にある堰堤、床固工が土砂であふれている、7日に飯田建設事務所と現地確認することを確認しました。

午後7時頃、中川村役場建設課担当者に通報し、対応をお願いしました。

雨が降っていないのに水が濁った場合は原因を早急に確認することが必要になります。今回は濁った水を確認してから30分で原因を把握できました。

日頃から地区ごとに危険箇所の把握とその兆候について理解し、その体制を整備しておくことが必要だと考えます。

それから、前沢川の上流は飯島町、松川町になります。飯島町は日向沢川、竹ノ沢、矢の沢川、高遠入沢、宮の沢川、松川町は前沢川、降雨に伴う河川状況の情報共有を飯島町、松川町と行うことが必要になります。日頃から行政でホットラインを構築し河川の状況を共有できるようにし、村内関係地区住民に情報発信することを提案します。

天竜川においては、建設省天竜川上流河川事務所から村に通報があり、情報を把握し関係住民に情報発信をしています。

このように、今、村内のところはいいわけですがけれども、河川は村外から流れてきます。その辺のところを含めて村長の見解をお聞きします。

○村 長 まず御質問にことでありますけれども、危険箇所の把握とその兆候について理解をする、そういう体制の整備が必要ではないかということでございます。

地区ごとの危険箇所の把握につきましては地区ハザードマップを作る過程で、また土砂崩れ、崖崩れ、土石流の予兆には地区ごとの防災の話合いの中でハザードマップを活用して繰り返し確認するなどしていただきたいというふうに思います。これにつきましては議員の御指摘のとおりだというふうに私も思います。

中川村は松川町、飯島町の下流部にありますので、これをどうするかということですが、ホットラインの話ですが、中部伊那4町村の枠組みがあります。このことは下流側に位置する自治体の長として提案をしていきたいというふうに思います。

飯島町、松川町には、ホットラインというふうなことになるまでも、河川管理、監視する担当部署同士がありますので、連絡し合う体制の構築が急務であると感じております。中部伊那の4町村の担当者会議もかつては開催をしていたようではございますので、これをまさに復活していく必要があります。今は、そのことをまず開催して、あとを見ていただいて、開催の方法もオンラインで十分行けますので、ひとつ首長の皆さんに提案をして構築をしていく必要があるというふうなことを考えております。

○5 番 (松村 利宏) 今、村長から回答いただきましたが、中部伊那4町村、これは非常にありがたいことなんで、オンラインでもできるっていうのはそのとおりだと私も思いますので、ぜひこれをしっかりと進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、地域ごとのハザードマップなんですが、中川村はかなり進んでいると思うんですが、これをやはり飯島町それから松川町との共有していただいて、下流はこういうふうになっているよっていうのを情報共有していただければありがたいなあと思うんで、中部伊那でやるときに合わせて、こちらからの情報提供っていうのは重要だと思えますんで、その辺もしっかりとお願いできればというふうに思います。

次に参ります。

長野県は、9月30日、諏訪湖南側の山地を対象に航空機からのレーザー測量で災害の危険性が高い場所を洗い出し、効果的な治山対策につなげる方針を示しました。

夏の豪雨では岡谷市、諏訪市、茅野市の諏訪市南側の山地29か所で山崩れが発生し、岡谷市川岸東で3人が亡くなりました。茅野市宮川高部で家屋が被害に遭いました。

2020年、昨年6月豪雨で、中川村は陣馬形山系で大規模な被害が発生しました。

レーザー測量で詳細な地形や植生を把握し、崩れそうな斜面や手入れ不足の山を洗い出し、三六災害で被災した地域の砂防施設、治山対策の効果、昨年被災した地域の砂防施設、治山対策の効果を検証することが必要です。

陣馬形山系は災害が起きた箇所の対策を継続することで近年の豪雨災害を乗り越えることができないと考えます。

これは、三六災害でもあそこの四徳に住んでおられた方は全戸移住するということになったわけですね。それ以後、陣馬形山系は何回も被害を受けています。いよいよ昨年は谷田川のところで非常に危ない箇所も出てきています。さらにこれは継続するというふうに私は思っています。

したがって、陣馬形山系を面的に治山することが必要だと考えます。これは県との連携とかいろいろ出てくるわけですがけれども、この件について村長の見解をお聞きします。

○産業振興課長 それでは私のほうから御回答をさせていただきたいと思えます。

昨年6月から7月の豪雨では、村内竜東地区におきまして林道を中心に甚大な被害が発生してまいりました。林道陣馬形線、黒牛折草峠線、四徳東線などであり、その復旧工事は長いところで令和4年度末の完了を目指しております。

また、避難を伴う甚大な被害の発生した美里黒牛地区については、県の砂防事業や治山事業により河川へ砂防ダムの建設や堰堤堆積土砂の除去などが進み、以降の被害軽減を図っております。

御提案のレーザー測量による詳細な調査につきましては、県の林務課におきまして令和2年度に森林GISを活用した上伊那地域森林基本情報整備業務により、災害の危険区域や森林の防災機能に関する地図データは活用できるようになっています。これを活用しながら、これから計画される村森林経営管理制度にも災害防止を盛り込んでいきたいと考えております。

なお、これ以上の調査につきましてはかかる費用や対策事業の効果なども含めて十分な検討が必要と思われまますので、県林務課などとも連携をしながら検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

なお、現時点での対策としましては、保安林指定森林における森林整備の促進や山林崩壊防止工事などの治山事業を中心に行っております。治山事業は県の事業となることから限られた予算の中で効果的な進捗を図ることとなりますが、村では関係地区の要望を受けながら要望箇所の慎重な選定を行い、対策事業の進捗を計画しています。

また、治山の上で有効となる森林整備につきましては、県補助事業のかさ上げ拡充により整備を主体的に行う事業体が施業しやすい政策を進めています。事業体にも周

知を図り、民間レベルにおいても森林施業が進むように働きかけてまいりたいというふうを考えております。

○5 番 (松村 利宏) 今回回答いただきました。

そうですね、レーザー測量は1回やっているっていうことで私も確認しております。さらにその運用は今ありましており今後非常に難しい技術的なところも出てくるかと思いますが、やはりトータル的に、今ありましており見ていただいて早め早めの対応っていうのをしっかりやっていく必要があると思いますので、その辺も県との調整をしっかりしながら、特に民家のある方向については非常に重要なことになってくると思っていますので、その辺も含めて、今崩れているところ以外、南向地区のほうはかなりいろんなところで発生するかと思っておりますので、そこも含めてしっかりと連携を取っていただければというふうに思います。

次に参ります。

中川村が目指す森林づくりは、1つ目としては里山林としての整備として居住地や農地等生活と隣接した森林、景観等の空間整備、防災・減災整備、2つ目としては生産林としての整備として木材生産機能を担う森林、択伐・主伐による更新、列状・帯状伐採後の植栽、3つ目としては環境林としての整備として木材搬出が困難な森林、水源地や公益的機能の高い森林、土壌や水資源の保全、保健休養林等、この3つに区分していくことが必要だというふうに考えています。

この方向で中川村のほうの森林もやっているかというふうに思うわけです。

この中で里山林としての整備は、居住地や農地等、生活と隣接した森林、景観等の空間整備、防災・減災整備を考慮することが必要になります。

住民から防災・減災のために竹林を整備する必要があるとの要望が多数あります。竹林は、竹林が居住地近傍の斜面にある、それから毎年竹林面積が拡大する、所有者が伐採できない、竹の処分が難しい、伐採後1年で竹がまた成長してくる、所有者が不明、村外に居住しているなど、多数の問題があります。

村は、危険な地域、居住者の生活に支障がある地域について地区とか消防、防災士等と相談し竹林の整備を推進することが必要だというふうに考えます。

このため令和4年度事業に竹林整備費を導入し竹林整備を開始することを提案します。

さらに、里山林としての整備は、今後、景観等の空間整備として木を植えて育てることを都市部の人に来て行ってもらい、木の成長を楽しんでもらうとか、中川村に来たくなる、近くに来たついでに木の状況を確認したくなるなど、村の利点を生かした施策を行うことが必要だというふうに考えます。

これはどういうことかという、これは木を有料で植えてもらうわけじゃなくて、やはり空いた里山のところに何でもいから村で用意した木を植えてもらって、その木が10年後20年後50年後——50年っていうと子どもじゃないとまずいわけですがけれども——に来てもらって、それを魅力で持っていくというのを含めての里山整備っていうのは必要じゃないかということを考えています。

含めて、特に竹林整備のほうの予算化も含めて村長の見解をお聞きします。

○産業振興課長 まず竹林の関係についてお答えをさせていただきます。

中川村には約70haの竹林が分布し、近年、手入れ不足により過密化し、周辺の森林への進入、拡大が多く見られております。このまま放置すると、竹林自体の健全度が低下し林地の崩壊や景観の阻害など林地保全上の問題も起きかねない状況となっております。

そこで、村では竹林整備に対する支援制度を創設するよう検討しております。

具体的には、整備への面的補助に加え、竹林やタケノコの活用に係る機械設備の導入と貸出しを検討しております。

また、これらの支援策に附随して竹林整備の必要性や整備手法についての講習会やイベント開催についても進めていきたいというふうに考えております。

下伊那地域では先進事例として地域住民による地区林整備と活用が進んでいることから、これらの事例を参考にしながら、村は補助事業として地区林整備へ取り組んでいきたいというふうに考えております。

後段の里山林の整備の件につきましては、課題として今後検討をさせていただくということをお願いいたします。

○5 番 (松村 利宏) 今4年度の事業でやっていただけるっていうことでいいかというふうに思いますので、やはりかなり要望が出ていますので、その辺の優先順位もあるかと思っておりますけれども、地区それぞれとよく連携を取っていただいて1つでも進めていくということをお願いしたいというふうに思います。

それから、2つ目の今ありました今後里山をどういうふうにしていくかっていうところについては、今後こういうことをやっていくことによって非常に中川村に人が集まってきてくれるということができるんじゃないかと私は思っています。

美しい村、美しい村と言っているだけじゃ駄目なんで、やはりそういうことを一個一個積み上げていくことが大事だと思います。そういう実行していくことが大事だと思いますので、ぜひ村として検討していただければというふうに思います。

続いて次に参ります。

生産林としての整備は、木材生産機能を担う森林、択伐・主伐による更新、列状・帯状伐採後の植栽を継続して行うことが必要になります。このためには木材を売ることにより収支が健全で持続できなければなりません。

森林環境譲与税の配分は人口比に応じて行われており、都市部が多くなっています。このため中川村との姉妹都市、関係が深い都市などと連携し、中川村の木材で作成した製品、家具とかおもちゃとか健康器材など、いろいろあるかと思うんですけども、こういうのを小中学校、幼稚園などで使用してもらい、もしくはそっちへ行って中川村でやっている靴箱をつくるか、そういうようなところを含めて、そういうことにより都市部が森林環境譲与税を活用することができると、都市部も森林環境譲与税をどのように使っているか、彼らは困っているんだろうと思うんです。そのためのアイデアを積極的にこういう森林が多いところはやっていく必要があるかというふうに思

います。

村内の木材製品の拡大、収支の安定のために行政が都市部との連携を強化することを提案します。

村長の見解をお聞きします。

○産業振興課長

当村の場合でありますけれども、一般的な木材加工産地ではないということを認識しております。豊富な森林資源を生かしまして水源林としての整備や木材生産に特化した取組を主体的に行っていくことが中川村としては妥当というふうを考えております。

御提案のような姉妹都市や関係の深い都市などとの連携につきましては、まずは交流のある自治体の現状認識から始めさせていただいて、連携の可能性について検討していきたいというふうを考えております。

○5 番

(松村 利宏) 今ありましたとおり連携を取ることが大事だと思うんです。中川村の実情、これをしっかりと——農産物だけではないわけで、中川村の75%は森林なわけなんで、そこをしっかりと認識をして、それを都市部にしっかりと売り込んでいくということが大事じゃないかと思えます。

売り込むっていうのは、陣馬形に登ってもらって景色がいいですよっていうのは、これは来てもらえばいいわけで、それだけでは何にもならないわけで、さらにそこで売り込むことによってそこにいる小学生、中学生に中川村の森林を見に来てもらう、先ほど言いましたが木を植えてもらう、もしくは中川村の自然環境に触れてやはり森っていうのはいいなということをしつかりと見てもらう、そして強いて言えば望岳荘に泊まっていたら、5日間ぐらいのそういう研修を行う体制をつくるということが必要じゃないかというふうに思います。

これを継続すればずっと行けるわけです。これは森林譲与税が使えるわけです。そういうことをやることによって交流人口は増えるし、中川村を知ってもらって、子どもたちが将来、あと30年後40年後50年後になっても中川村に来てみたいと、そういうことからまたそこに住んでみたいということも生まれてくると思います。こういう発想が大事だと思いますので、農業だけではないというところをしっかりと認識していただいで検討していただければというふうに思います。

次に参ります。

第2期まち・ひと・しごと創生中川村総合戦略では住み慣れた地域で安心して生活できる体制の推進として健康づくりの促進を計画しており、公民館講座としてボディメイキング教室を行っています。

その内容は、シニアのボディビル世界大会で2位の方が講師で、筋力トレーニングを週1回、約1時間で7回行います。高齢者になってもふだんの生活ができるように首、肩、腹筋、背筋、足などの筋力向上を科学的に指導してもらえます。

参加者は子育て世代の女性の方が多く、筋力トレーニングの関心度の高さを感じます。男性も参加していますが、後期高齢者は私のみです。

筋力向上のためには、インストラクターに指導してもらい安全に効率的に継続して

行う必要があります。

若い人にとっても筋力の向上は重要です。

女性よりも硬い筋肉を持つ男性は、70歳を過ぎると身体の硬さや筋力低下による姿勢の崩れが気になり始めます。

若者と同じ筋トレでは逆に身体を痛めてしまうこともあります。

私が参加したボディメイキング教室は何とかついていくことができましたが、私もぎりぎり非常にきつかったという感じはしています。

年齢に合わせたボディメイキング教室を行い、筋トレを習慣とすることが重要だと考えます。

高齢者になっても筋力を向上することはできます。1時間のウォーキングよりも15分の筋トレが有効だと言われています。

私は寝る前に毎日15分程度の筋トレを行っています。しかしながら、疲れた日も宴会のあった日も、わくわくしながら筋トレを行うことができるようにすることが必要だというふうに思っています。

私はボディメイキング教室で学んだ基礎的事項、物すごいハードなところはいっぱいあるわけですが基礎的な事項のみを15分行うことをできるだけ毎晩、寝る前に行うようにしています。筋トレのいいことは、寒くても、それから雨が降っても、室内でするので毎日行うことができるということでもあります。

あわせて健康体操教室は高齢の女性っていうのは参加者が非常に多くて男性が少ないということで、健康体操のほうも私も必要だとは思っているんですけども、ボディメイキング教室を高齢者と高齢者以外に区分して行うことにより、多くの方が筋力向上を図ることができ、10年先も元気に過ごすための身体づくりができ、安心して生活できるというふうに考えています。

さらに後期高齢者保険料とか介護保険、健康であればそういうのを非常に低減することが期待できるというふうに思っています。そういう意味で、こういうことをしっかりとやるのが大事じゃないかと思えます。

近所の方は70歳を過ぎて仕事も家事とかもやりながら——実は高森町に水泳教室と併せてウエイトトレーニングをやったりしているところがあるわけですが、私もかなり誘われています。その方を見ると、やっぱりそこに行って先生に教わって、やはり筋力トレーニングして筋肉をつけて、腰がちよっと悪かったりしたりしたのも大分よくなってきたと言われています。

こういうのにわざわざお金を払っていくじゃなくて、村内でこういうのをしっかりと普及していくこと、それからお金をかけずに完璧にしっかりと教えてもらえる人がいるわけですから、それをしっかりとやって自分のもの、日常にしてしまうということが大事だと思うんですが、この辺の見解をお聞きします。

○保健福祉課長

この御質問に対しては保健福祉課のほうから答弁をさせていただきます。

9月議会の8番議員の質問にもありました高齢者の健康についての際にもお答えをしましたが、運動習慣の普及と定着、これは介護や寝たきりを予防する観点から有効

と認識をしております。

高齢者だけではなく、中高年も取り組める公民館のボディメイキング教室も有効な手段を認識しております。

公民館に確認したところ、講師の征矢先生や病院での講習も行っており、高齢者層への対応も可能とのことではありますが、今のところ対象者を区切って開催をするということは考えていないそうであります。

また、保健福祉課が行っております地区ごとに開催している健康体操教室では、現在 14 地区での開催となっておりますが、議員のおっしゃるとおり男性の参加率は低く、1 割に満たないのが現状であります。

昨年度はコロナ下ではありましたが健康体操教室は年間 112 回の開催と延べ 932 人の参加があったという実績であります。

住み慣れた地域の自宅で生活を続けることは誰もが望むことではあります。そのためには健康維持が不可欠であり、関心を持って運動習慣を身につけてもらうことは非常に重要で、これが進めば国保や後期高齢・介護保険料を抑えることが期待できることは議員のおっしゃるとおりであります。

広報や教室の開催だけで運動習慣の普及や意識の向上がすぐに醸成されるわけではありませので、まずは現状の事業をブラッシュアップしながら高齢者の健康保持増進と生活の質の維持を行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を公民館事業と連携を取りながら予防につなげていきたいと考えております。

○5 番 (松村 利宏) 今回回答いただきました。

筋力トレーニングは、もう日本でもいろんなところで、テレビの番組でもいろいろやったりしているわけですが、極めて重要です。80 歳になっても——この間、オロナミンCの宣伝に出ている大村崑さんが夫婦でテレビに出ていましたが、90 歳で今が一番元気だと、なぜかっていったら筋力トレーニングをやっているからだという話でした。要するに筋力トレーニングで筋力をつけるのは何歳でも可能です。

こちらのほうは、特に男性は体が硬くなってきて、女性は柔らかいんですけども男性は硬いっていうことがありますので、これをやらない限り非常に健康そうでも実は健康ではないという格好になると思います。

足腰、それから股関節、膝、腰等、首もそうですけれども、しっかりやるのが大事だと。それを習慣づけるっていうことで、これもしっかりともう一回——今やるっていうことで、ただ年齢層に応じてはやらないっていうことなんで、そこも検討していただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

次に参ります。

牧ヶ原ですが、1959 年の繭価格下落により、農家経営を安定させるため、1959 年 8 月 31 日、関係耕作者の総会により全員一致の賛成で水田にすることとなりました。

事業計画は、開田面積 30 町歩、165 馬力のポンプにより小和田地区の排水幹線を通る残水を揚水して牧ヶ原全域を潤すものでした。

1959 年 11 月、工事を開始、翌年 6 月に揚水を始め、桑畑から水田になり、農家経

営安定に寄与しました。工事費は約 2,000 万円ということでありました。

牧ヶ原は、牧ヶ原開田事業により牧ヶ原開田組合が編成され、現在に至っています。

牧ヶ原開田事業の目的は、牧ヶ原全域を水田化し農家経営を安定させるということでした。

牧ヶ原は、開田事業から 62 年が経過し、村の施設である中学校、文化センター、図書館、体育館、グラウンド、屋内訓練場、村営住宅、さらには企業、宅地と大きく変化しています。

牧ヶ原の現況は畑が多くなっており、さらに水田面積が小さいため大規模農家が耕作できないということでもあります。これは大規模農家さん何人かに聞きましたが、頼まれるけど、とてもじゃないけどあんまりまで行けないよという話は何人かから確認しております。

牧ヶ原開田事業の目的である農家経営の安定という役割はもう終えているんじゃないかというふうに考えますが、村長の見解をお聞きします。

○村 長 開田事業が完了して 8 年後、昭和 44 年頃から米の生産調整が国策として始まっております。皮肉なことでもあります。

昭和 50 年には中川中学校がこの地に建設され、その後、公営住宅が次々に建つことになりました。これは将来の中川村の発展のために土地利用を変更したためでございます。

最近では平成 29 年度に国の補助事業を利用しまして揚水ポンプの更新を行い、さらに多面的機能維持交付金の交付を受けまして開田後 50 年を経過するかんがい水路を牧ヶ原開田組合により少しずつ更新しておる現状でございます。これは事業者である牧ヶ原開田組合からの要望に基づき村が実施主体または補助金交付窓口となっているものでございます。

水稻栽培を前提としました農業経営は、現在、揚水費が 10 a 当たり 1 万 1,000 円かかっておりまして、経済性があるとはとても考えられません。米を作る意味はないというふうに言い切ってしまうまでもありますけれども、その他の作物栽培では、開田をされました圃場で、しかも水を使えるというふうになれば、まだ農業をするメリットはあるだろうというふうに思っております。

農家経営の安定というのは、やはり当時はお米が主体でありました。

私は氾濫原の近くに水田を持っておりますけれども、私が見ておってあの地域は地質的にも土の質が違います。そういう意味で言ったらあそこは畑作にも十分適応できるというふうないいところです。それから畑作物であっても水があればあるほどいいということでありまして、水田を作るという意味では時代にそぐわないかと思いますが、私としては開田をされた農地では今でも十分な農作物が栽培されておると、そういうふうに思っております。

○5 番 (松村 利宏) そこで、牧ヶ原には今ありました水利権があるわけですが、村、それから事業主、家の持ち主等、賦課金を牧ヶ原開田組合に納めています。村は毎年、いろいろ聞きますと約 140 万円ぐらい払っているということでもあります。

牧ヶ原の農地耕作状況が現状のままであれば、1つ目として、村が牧ヶ原開田組合に賦課金を毎年約140万円——既に約40年間とすると約5,400万円を納めていることとなります。これは村民の理解を得られることができるのでしょうか。2つ目、牧ヶ原の農地耕作状況を村民に理解してもらえるのでしょうか。3つ目、牧ヶ原の給水ポンプ修理のために村が補助金を出しているということも含めて村民に理解してもらえるのでしょうか。この3つについて村長の見解をお聞きします。

○村長 まず、村、それから教育委員会及び土地開発公社は、所有面積1,276aの土地に係る水利費相当を、村と片桐土地改良区役員との話合いの合意書——こういう文書が残っておりますが——この合意書に基づいて昭和51年1月21日からであります支払っておるところであります。

先ほども申しましたとおり、現在、水利費相当の負担金は10a1万1,000円でございます。議員がおっしゃるとおり今は年間で140万4,000円になっております。これは学校用地ですとか南三原分譲住宅地、文化・体育施設、公営住宅に転換する際の牧ヶ原開田組合と村との水利費負担に関する合意書に基づくものでありまして、不当な支払いをしておるわけではございません。

賦課金として負担した額は、毎年、決算報告書に記載をしております。

40年間で約5,400万円と額を推計されておりますけれども、賦課金の対象となる村有地につきましては、最初は中学校用地分から始まりまして、公営住宅用地、文化施設と増えてきていること、また賦課金についても変動しておりまして、5,400万円になるかどうかということについてはちょっと分からないところあります。

それともう一つ、牧ヶ原というのは農業生産を担う農振農用地でございます。水田、果樹園、野菜作り、苗木生産圃場等に利用されておりました。一番大事なことは非常にいい土地でありますので耕作放棄地はないということでもあります。

揚水ポンプ更新は国庫補助事業で平成29年度に更新をいたしました。この実施事業の土地改良維持管理適正化事業1,520万円につきましては、国、県、受益者の事業費拠出により村が事業主体となり実施をしております。ただし、村が事業主体とはなりません。これは受益者からの要望に基づく農業施設の更新でありまして、農業振興の見地から村民の方には理解できるものというふうに考えております。

また、多面的機能支払交付金につきましては、組合を中心とする活動組織が主体的に農業施設の維持管理を行っていることから、他の環境保全活動組織と同様に、この支出につきましても村民からの理解は得られるものというふうに考えております。

○5番 (松村 利宏) 今言われたのはそのとおりでと思います。

私は2020年3月定例会議一般質問で農山村の景観や文化を守ることとそこで生活する人々の雇用創出のための企業を誘致することを両立することが必要、村民の雇用確保のため村の魅力を生かした産業育成だけでなく多様な職種の新たな産業を育成するようにすることが必要と提案し、村長からは情報関連企業を誘致することが必要だと回答いただきました。

2019年6月定例会一般質問では企業誘致のためには土地のゾーニングが必要と提案し、村長からは土地の在り方を見直し国、県と調整していくことが必要だと回答をいただきました。

2019年6月定例会一般質問で行政は企業を誘致するエリアを選定しゾーニングを行い企業の誘致ができる体制を計画的に整備することが必要と質問し、第6次総合計画に企業誘致のためのゾーニングは反映されました。

2021年9月定例会一般質問では、企業誘致エリアの選定、ゾーニングを加速すること、移住者が宅地購入を容易にするため土地のエリアを選定、ゾーニングが必要だと質問し、村長からは企業誘致は他市町村から後れを取っていることを認め、後れを取っていても誘致にふさわしいエリアを選定しこれを進めると、宅地としての土地利用の仕分けは大体できているので移住者に紹介していくのみと回答いただきました。

今ありましたが、牧ヶ原の運用は揚水ポンプ存在の有無、水利権を含め抜本的に考える時期にもう来ているんじゃないかというふうに考えます。したがって、牧ヶ原は、今後すぐとは言いませんけれども、宅地エリア、企業誘致エリアとしてゾーニングを検討していくことが必要というふうに考えます。

実際に小和田地区の方は上に上がりたくても上がれないという方が相当数います。私は何人にも確認しました。そういうことも考えていろいろ検討することが必要だというふうに思いますが、見解をお聞きします。

○村長 まず、10月14日なんですけど、開田組合の正副及び会計の皆さんと話合いを持ちました。

水利費のことではありますが、牧ヶ原開田組合の総会において宅地においては据置き、農地については1a、100㎡当たり1,100円から1,300円に値上げするという決定の報告がありました。この結果は、組合員の皆さんにも賦課金の値上げを求める状況にないという理解をいただいた結果と考えております。

会議の中で開田組合の役員の方からもお金をかけて水田を作る米の値段ではないので別の農地の利用ができないだろうかという逆提案とも取れる発言がございました。農家も水田利用にこだわる時世でないことを感じているものというふうに思います。

牧ヶ原は西から宅地化が進んでおります。準工業地域として指定した堀之内は工場、住宅及び文化施設が既にできておりました。今後も水田用地にあるところの水田は宅地化が進むものというふうに思います。

牧ヶ原地域の土地利用の在り方ですとか開発の可能性につきましてはこれまでも多々議論をされてまいりましたが、現状では1等農地であり農業振興地域の網がかかっているため、これを大きく変更するということは現状ではかなり難しいというふうに思います。

一方で、現状を見ますと西からの宅地化が少しずつではありますが進んでおります。したがって、農地のこういう現状も鑑みながら農地の今後の在り方を考えていきたいというふうに思います。

それから、開田をした上でポンプがある以上、水利費については、これは所有者に

ついておる非常に強力なといえますか、ほとんど不可分といってもいいような権利がありますので、ぜひそのことも併せて考えていかないと難しいかなあというふうに思っております。

組合員の中には農地を管理していくには稲作が一番いいんだということを言う方も現実にはいるようでありますので、組合全体の意向として水田としての補助事業も行ってきておるところであります。

ただし、今後どういうふうになるかっていうことは分かりませんし、開田組合の役員の皆さんもほとんどが60代以上というような現状ではありますので、議員がおっしゃられたこと、大手を振ってこうしようっていうことはなかなか言えないわけではありますが、多くは申しませんが、実は小和田地区の圃場整備と併せましていろんな意味での牧ヶ原の土地利用の在り方に関連も出てくる場合もありますので、そんな意味での土地利用の在り方も含めて考えたいというお答えにとどめさせていただきます。

○5 番 (松村 利宏) 今最後のほうで村長が言われましたが、やはり地権者のほうでも高齢化が進んでいるっていうのは現実だと思っておりますので、その辺もしっかりと考慮していただきながら——さらに牧ヶ原村営住宅も非常に老朽化してしまっていて建て替えの時期に来ています。その辺も含めて将来的にはやっぱりいろいろ考えていかなきゃいけない時期に入っていると思っておりますので、その辺も含めて御検討いただければというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議 長 これで松村利宏君の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩といたします。再開は午後3時20分といたします。

[午後3時01分 休憩]

[午後3時17分 再開]

○議 長 会議を再開します。
休憩前に引き続き一般質問を行います。

1番 片桐邦俊君。

○1 番 (片桐 邦俊) 私は、さきに通告いたしました2問につきまして質問をしたいと思

います。
まず最初に「担い手農業者への支援としての労働力確保対策について」ということ

であります。
本年7月に中川村農業委員会より提出された中川村農業施策に関する意見書では、担い手農業者への支援の1つとして、農業経営者の多くが農作業補助の労働力として利用しているシルバー人材センターは働き手が不足しており農繁期に需要が重なると農家同士で人材の取り合いとなっている現状があるため、農福連携や建設業者の閑散期を利用した人材の活用なども含め農家の労働力確保のための支援策を講じられたいとの要望がされています。それに対する村からの回答は、シルバー人材センターの労働力に頼るのは限界が来ていると思っております、果樹作業などは保育園に子どもを預けて

いるお母さんの空き時間を使いパートとして働くなど、ハローワークの指導をいただき就労機会をつくるよう取り組みたいと思っております、また農福連携もできるところから考えてまいりたいというものでした。

J Aグループが労働の需給状況把握のため令和元年度に実施したアンケート調査の結果では、長野県内600名の農家の回答のうち人手不足の農家が約2割、ただ、高原野菜地帯の作業期、あるいは果樹の摘果や収穫時期といった農繁期では人手不足を感じる農家が約3割～4割と多くなっているのが現状であります。

村としても積極的にこのような状況への対応が必要と考えまして質問をいたしたいと思っております。

まず、8月に農業委員会へ回答した内容についてお聞きしたいと思っておりますが、村は具体的にどのように取り組まれるのか、もう既に取り組まれているのであればその内容についてお伺いしたいと思っております。

○産業振興課長 御質問の内容につきまして、まずシルバー人材の件につきましてお話をさせていただきます。

駒ヶ根伊南シルバー人材センターでは、村内農家からの要請に応えるため、飯島町内会員との連携によりまして作業に不足を生じさせないように取組をしております。

しかし、全ての要請に応えることは不可能なことから、雇用者と作業のバランスを取りながら作業を行っており、農家の要望に全て応えることはできていないというような状況であります。

営農センターにおける農作業の人材不足を補う取組としましては、J A上伊那の始めたインターネットアプリの状況把握や子育て中の方々に農作業補助をしていただく取組などを検討しております。これらの取組に対しましては農業者からもニーズがあることから、取組のさらなる周知、検討を図ります。

さらには、回答のようにハローワークとの連携や福祉部局及び今春開所した地域活動支援センターなどとも連携した農福連携などについても研究を進め、広くは民間人材派遣会社との情報交換などにより最適なマッチング方法や告知方法などについて営農センター幹事会を中心に議論してまいりたいというふうに考えております。

○1 番 (片桐 邦俊) 今回回答がありました。

シルバー人材センターのほうでも飯島等との協力の下でできるだけ雇用を確保していきたいという方向の中で進んでいるようではありますけれども、やはり私が聞いてみても、どうしても——また今の時期はちょうどリンゴあるいは干し柿等で、シルバー人材センターの方もおいでになっておるようではありますが果樹の農家さんはかなりまだまだ不足しているというような実態があるようであります。

今、課長のほうからはJ Aのインターネットアプリのお話がありましたけれども、後ほどまた私のほうからも若干その辺についても御提案を申し上げたいと、村のほうに対しても要望したいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

続きまして、回答の中で1つには農福連携についてできるところから考えたいとし

ていますけれども、農福連携につきましても、まだまだ将来的な話だというふうには感じますけれども、村長はどのような思いを持っておられるか、お伺いをしたいと存じます。

○村 長 地域活動支援センターの開所によりまして福祉分野と農業分野の連携は取りやすくなった状況にはあるなというふうに思っております。

農業における人手不足や福祉分野における作業の不足などは、両方の希望が合致できる内容であろうかというふうに考えます。

地域活動支援センターは開所して間もない時点にあるわけでありましてけれども、今は農業との連携が検討されている時点であるというふうに考えております。双方の利害が合致する事業として、大変これも有益だろうというふうに思っております。

私ごとになりますが、今、自作で果樹園を経営しております。これから3年もするとかかなり広い面積が成木になりますので、そういった意味では生産物も増加してまいりまして、これはもう私と妻2人では全くもうできなくなるのが目に見えております。そういう農家が多くなっておりますし、農家も高齢化している、そして果樹農家につきましては固定の慣れた作業をする方、こういった方と連携をして作業をやっているわけでありまして、農家の高齢化と一緒に作業をしていただく方も高齢化していると、こういう実態があるわけでありまして。したがって、私もそうなんですけど、もう多くの人の力をお借りしないと栽培できない日が迫っているというふうに感じておるところであります。

障害のある人、それから支えがなくても普通に暮らせる人、両方で世の中は成り立っておりますので、一緒に生きるという意味で農福連携は、支え合って生きる共生社会という言葉もあるようでありまして、そのことを実現していく入り口の1つだろうというふうに思います。よろしく申し上げます。

○1 番 (片桐 邦俊) 村長の思いをお聞かせいただいたわけでありましてけれども、農福連携につきましても本当に今村長からお話があったとおりにかと思っております。

地活センターができましたし、近い将来だと思っておりますけれども、近い将来的には農福連携、指定管理者の皆さん方に聞いてもやはり最終的にはそういう方向へ持っていきたいというような話がありますので、ぜひそんな部分——後ほどまたちょっとそれに関しては御要望を申し上げたいと思っておりますけれども、よろしくお伺いをしたいというふうに思います。

続いて、回答ではハローワークの指導をいただき就労機会をつくるよう取り組みたいとされておりますけれども、先ほど若干、振興課長さんのほうからもちょっとお話があったんですけど、JAグループが取り組み始めましたスマートフォンアプリの1日農業バイト「daywork」というものがあるわけですが、この活用についてもぜひ検討することを提案したいというふうに思います。

このアプリは農業者と作業をつなぐマッチングアプリでありまして、主婦の方はフルタイムは厳しいが空いた時間だけとか、退職された高齢者の方は体力的に毎日厳しいが週2～3日ならとか、仕事をされている方は休日を利用してなど、自分の都合

に合わせ農業アルバイトを気軽にできるものです。利用希望の生産者は事前にJAへの申請が必要ですが、作業員希望者はアプリをダウンロードして登録すれば農業のアルバイトができるという仕組みです。

長野県内では現在9JAが取り組んでいるという実態であります。

県下全体では現在のところ生産者95名が働き手を募集しておりまして、約3,400名の作業希望者が実際に働いたようでありまして。特に果樹産地を中心に利用が広がっているということでありまして。

JA上伊那では本年8月1日よりこのアプリの運用をスタートしたわけでありましてけれども、現在、上伊那全体での利用状況は利用希望生産者15名、上伊那管内作業希望者119名の登録があるようです。またまだこの体制についてはスタートを切ったばかりでありますので、どうもまだまだマッチング数は少ないということでありまして。

実は中川村でもお聞きしますと生産者が1名利用して2名の作業員の受入れがあったというふうにお聞きをしております。

このアプリの生産者、作業員双方の登録者を増やして利用数を増やしていくことが1つには農業の労働力確保対策につながると私は考えておりまして、中川村でもぜひJAと連携して対応することが必要ではないかと考えます。いろいろな部分でJA等へ任せただけじゃなく、中川村としてもいろいろは機会ごとに農家の皆さん方に働きかけるといえることが大切ではないかなということも提案をさせていただきたいと思っておりますが、村の考えをお伺いしたいと思っております。

○産業振興課長 まずは、JAの1日バイトアプリが立ち上がっておりますので、利用者の混乱を避けるため村単独の農業労働力確保対策は行っていないというふうなところからちょっとお話を進めさせていただければというふうに思っております。

村としましては、JAの1日バイトアプリを推奨して、雇い側——農家側でありますけれども——の募集登録の推進及び雇われ側には広く告知するなどに関し営農センターとして取り組み、労働力調整に関わっていく必要があるというふうに考えております。

本アプリにつきましても、登録をしている方からもお話を伺いました。先ほど議員からもお話があった1名の方であります。秋のリンゴの収穫のシーズンに急遽人手が欲しいといった場合に募集をかけて2名の方に来ていただいたということでありまして。インターネットアプリを介しての雇用ということで、非常にドライな関係の中で雇用が図れたということで一定の評価をしているという状況だったようです。

その他、広く本アプリに関しまして農業者の方にちょっと意見を聞いたりしておりますけれども、主な意見としましては、1日だけではなくある程度の期間の継続した雇用を図りたいといったようなこと、確実な雇用をしたいため隣組等の近隣の方や縁故者へ直接声がけしたほうが作業計画は立てやすいなどという声も聞かれました。

先ほどの質問にもありましたように、1日バイトアプリだけではなくて広く選べる仕組みや紹介などが行えることが最適だというふうに考えてはおりますが、ぜひ営農センターとしても1日バイトアプリについてJAさんと連携をしながら取組を強

化していきたいというふうに考えております。

○1 番 (片桐 邦俊) JAのこのアプリを取り入れていきたいというお話でありましたので、ぜひお願いをしたいと思います。

その中で、やはりいかに募集をしながら登録者を増やしていくか、どのような方策を取っていくのかっていうことがやっぱり課題になってこようかと思っておりますけれども、そんな部分では、やはり生産者の部分には伝えやすいというふうに思いますけれども、逆にそういう農業をやってみたいという方々、利用者にとっては、やはり少しチラシ等の作成とか、そういう部分もまずは村内の中で必要ではないのかなというような感じがします。ぜひそんなことをちょっとまたお考えいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○産業振興課長 先ほどもお話ししたように営農センターのほうで積極的に周知を図っていききたいというふうに考えております。今おっしゃられましたようにチラシ等を配って広く周知をするような方法を検討させていただき、取り組みたいというふうに考えております。

○1 番 (片桐 邦俊) ぜひお願いをいたしたいと思います。

先ほど実は長野県内で3,400名の作業希望者が実際に働いたというお話をさせていただきましたけれども、実態として3,400名が働いた働き先の農家の皆さん方にアンケートを取ったところ、90%以上の方々が再度また利用したいという返答があったということであります。そんなことで、ぜひお願いをしたいと思います。

ただ、気になるところは、先ほど課長のほうからちょっとお話ありましたけれども、やはり技術的に慣れた方々っていいですか、できるだけ期間が決まった段階で働いてほしいってような話もあつたりしたんですけれども、なかなかそういう部分でいくとアプリの部分はマッチするのがちょっと少ないのかなという心配はありますが、ぜひそういう部分も十分ちょっと考慮いただく中で募集をかけていただければなあというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、どうも聞いてみますと、上伊那のほうへの作業希望者の方々、作業を希望する方々の中には上伊那管内だけでなく県外の皆さん方もどうもいるようであります。そういうことで、どうしてもこの地域の人ということではないわけでありますけれども、逆に言いますと関係人口ってというような部分の中でも1つには貢献ができる部分ではないかなというように思っておりますので、ぜひお願いをしたいというように思っております。

続いてお願いをしたいと思っておりますけれども、先ほど村長からもお話がありましたけど、農福連携に対する意見を求めるために福祉施設である地域活動支援センターの指定管理者ソーシャルファームなかがわの方と話させていただきました。

それによりますと、農業分野からの取組提案も実はもう幾つかきておるといってお話を伺いました。

しかし、地活センターとしては、里山環境保全に関わる福祉分野ってということの中で、農福連携にも通じる部分があるんですけれども林分野の連携を図る林福連携の取組を今現在では考えておるといことでありまして、取りあえずクロモジの栽培、出

荷を考えているということでありました。

今回の質問の農業の労働力確保ということに直接は関係ありませんけれども、ソーシャルファームなかがわの方々と話しておる中では、就労支援継続事業所などのいわゆる取組課題等がありますので、そういう部分でぜひ行政の皆様方、村の皆様方の協力をお願いしたいというお話がありました。こんなことで、村のほうでも既にこんな部分は把握をされておるといふふうに思っておりますけれども、ぜひ対応のほどよろしくお願ひをしたい、一応要望としてお願ひをしたいというように思っておりますけれども、もし何かしら返答ができるようなこと、コメントがありましたらお願ひをしたいと思っております。

○産業振興課長 林福連携につきましては正直なところまだ検討が進んでいないという段階でございます。要望として受けさせていただきまして研究を進めていききたいというふうに考えております。

可能性としましては、今御要望いただきました地域活動支援センターのクロモジ栽培出荷や、ほかには例えば木の駅事業への関与など等も考えられるということでありますので、検討を進めていききたいというふうに考えます。

○1 番 (片桐 邦俊) クロモジ等につきましては既にもう次年度以降始めるというような状況のようでありますので、ぜひその部分でも相談に乗っていただきたい部分があると思っておりますし、またそんな中でソーシャルホームなかがわとすれば作業所の問題、こんな部分もこれから出てくるのかなというように思っておりますので、いわゆる空き家対策等も含めながら、ぜひそんなことの要望等に御理解をいただきながら協力をしてほしいというように考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいというように思っております。

続いてお願いをしたいと思っておりますけれども、農福連携でありますけれど、農福連携を進める中で、実は福祉分野は障害者等だけではありませんので、生活困窮者も含まれるというように判断をしております。

中川村では、さきに御報告がありましたけれども、生活に悩みのある方の相談窓口をソーシャルファームなかがわに委託をしたというようにお話を伺っておるわけでありますけれども、現在までに実は相談はないということであります。

しかし、村内には生活に悩みのある方は必ずいると思われるわけでありまして、村内住民への連絡が広報紙のみであったというように判断をしておりますけれども、実際にはしっかりと周知徹底できていない可能性もあるのではないかとこのように考えております。できれば気軽に電話で相談いただけるようなチラシの作成が必要ではないかなという感じをしております。村の考えをお伺いしたいというように思っております。

また、あわせまして、そういう方々の働き口の創出っていうものも必要になるのではないかなというように考えております。新型コロナが発生した時期には、仕事がどちらかというとなくなった方々、少なくなった方々に対して農業の対応窓口を図ったというお話は聞いた経過があるわけでありますけれども、そういった働き口の創出っていうものも村としても準備をしておくことが必要ではないかなというふうに考えま

○保健福祉課長

す。この辺につきまして村のお考えがあればお伺いをしたいというふうに思います。

ただいまの御質問に対してですが、10月から地活センターを運営する法人にコロナ禍生活困窮等相談窓口業務を委託したわけですが、議員のおっしゃるとおり今のところ相談がないのが現状であります。

C E Kの音声告知放送も検討しましたが、全世帯が導入しているわけでもありませんので、全戸配布する広報を主体に対応をしている状況であります。

議員の御質問のように困っている方はいるという認識で相談業務委託をしているソーシャルファームなかがわにチラシ原稿の依頼をしており、12月の広報配布に合わせて全戸へ配布をする予定であります。

また、社協の生活小口資金利用者について年末年始の対応として12月中旬に現状確認をしてもらい、日常生活用品の配布をお願いしてあります。

年末年始の閉庁時も、昨年同様、生活困窮や食料支援、DV・コロナ感染相談に緊急対応できるよう連絡体制をつくり、今年も対応していきます。

生活困窮者の就労支援については、おおむね60歳以上の高齢者であればシルバー人材センターの紹介や村社協を通じての生活就労センターまいさぼの紹介と対応、49歳以下であれば若者サポートステーションの紹介などを行っております。

相談者はインターネット環境がなかったり情報収集に限界もあるため、ハローワークでの登録や求職相談などが一人では難しい方には職員が同行するなどの対応を取っております。

働き口の創出は関係機関へのつなぎや同行などが主で行っておりませんが、地活センターを運営する法人では、今後、利用者の一般就労に向けた支援として農作業などの労務の受託も考えておまして、村としても実現を目指して連携していきたいと考えております。

○1 番

(片桐 邦俊) 十分理解をされながら進められておるなというふうに判断をします。

ぜひ農福連携につきましても村を挙げてこの事業を成功させるような形の中で、前進できるような形の中で考えていただければというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

続きまして次の質問に移りたいと思いますけれども、次は「通学路の点検結果内容と今後の対応について」ということでありまして、実はこの質問につきましては午前中の6番議員の一般質問と同じ内容でありますので、その辺は考慮して質問をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

長野県内各市町村の通学路において危険で対策が必要な箇所につきましては6番議員の質問のとおりであります。これは本年6月に千葉起きました事故を受けてのことですけれども、国等が全国の公立小学校を対象に通学路の点検を行うことを決めまして、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道となっていて車のスピードが上がりやすい場所、また過去に事故に至らなくても危うい事例のあった場所や保護者等から改善要望があった場所など、危険な箇所を取りまとめるよう求められ実施されたようです。

警察庁の取りまとめによりますと、登下校中の事故での小学生の死亡者、重症者は少し前のデータでありますけれども平成28年から令和2年までの5年間で908人に上っており、軽いけがやけががなかった事故、また中学生以上のお子さんを含めるとより多くの児童生徒が事故の当事者となっているということでもあります。

今回、中川村で対策が必要な通学路の箇所数は30か所との報告がありましたけれども、私にも一部住民の方からは心配される声もありました。

最近、人身事故ではないと思いますけれども、今でもまだそのまんまになっておりますけれども、竜東線の下平交差点でも信号待機場所の道路側にある鉄製ポールが折れ曲がるような事故が起きているようであり、村内の交通安全対策を確認するために質問をさせていただきたいというふうに思っております。

今回の一斉点検について中川村では、村長からは先ほど教育委員会を中心に関係者で点検が行われたとの報告がありましたけれども、具体的にどのような点検が実施されたのかお伺いをしたいというふうに思っております。と申し上げますのは、今回に限って教育委員会全体でこの30か所を点検した結果として報告をしたのか、それとも以前から危険箇所として認識はできていたのに未改善であったという場所も入っているのか、また保護者からの要望という形の中での危険箇所なのか、こんな部分もどんな形で点検をされたってということになるのか、ちょっともしお分かりになりましたらお伺いをしたいというふうに思っておりますし、そういう部分で、その全ての30か所について、村のほうでは、毎年、通学路安全推進会議でこういった通学路の危険箇所については様々な検討がされておるというお話を聞くわけでありましてけれども、推進会議で十分検討されて報告がされているのかどうか、こんなことをまずお伺いをしたいというふうに思っております。

それで、あとは安全対策の観点から通学路の危険箇所をどのように考えられておるのかお伺いをしたいと思いますけれども、先ほど村長からは6番議員の質問でどのように取り組むかということにつきまして回答をいただいておりますので、教育長のみで結構でございますので、御回答をいただきたいというふうに思います。

○教育長

初めに、通学路の安全推進会議の話をしていただきましたので、そちらのほうも含めてお答えをさせていただきますが、通学路安全推進会議につきましては、平成26年度に設置をされまして、それ以降、会議を開催してきております。メンバーにつきましては、警察署、県、各学校、各学校のPTA、役場関係部署、教育委員会となっております。

これは平成24年に全国で登下校中の児童生徒が死傷するような事故が相次いだということがありまして、その後、設置をされてきております。

毎年度、各学校及び各学校PTAからの通学路の安全確保に関する要望等も踏まえまして合同点検を行ってきております。現地確認や対策検討、またこれまで要望があった場所の改善対策についての検証等も行ってきて、継続して進めてきておるところでございます。

また、安全対策につきましては、平成26年度に中川村通学路交通安全プログラムと

いうものを策定いたしまして取り組んできております。基本方針としましては、合同点検を毎年行うとともに、対策実施後の効果を把握し、対策の改善や充実を図ることとしております。これらの取組をP D C Aサイクルとしまして繰り返し実施し通学路の安全性向上に継続的に取り組んできているところでございます。

お尋ねの30か所の件でございますけれども、30という数につきましては、今回の緊急点検で把握された緊急度の高い数字ということではなく、これまで通学路安全推進会議でも検討を積み重ねてきたものを30という数で報告してまいりました。ですので、通学路安全推進会議で対応してきたことを踏まえて報告した数字であるというふうに御理解いただきたいと思えます。

こうした体制で教育委員会としましては通学路の点検を行ってきておりまして、毎年この点については重点的に取り組んできておりますので、そのように御理解いただきたいというふうに思えます。

○1 番 (片桐 邦俊) 今、通学路の安全推進会議につきましては毎年開催をされて危険箇所の巡回、検討がされておるといってお話がありましたけれども、今回の緊急点検につきましては、じゃあ新たに今年、今回の段階で緊急点検をしたということではなく、今までの積み重ねという形の中での報告という捉え方でよろしいのでしょうか。

○教 育 長 本年度は、例年の点検と併せ、緊急合同点検につきましても要請により実施をしております。

○1 番 (片桐 邦俊) 一番ちょっと気になるところは、緊急性がないというお話が先ほどありましたけれども、今のお話の中では以前から危険だと言われる場所があつてまだ未改善というような形のところがあるようなニュアンスが感じられるわけでありまして、ぜひそういう部分もやはり早期に改善ができるような対応っていうものがやっぱり必要ではないかというように思いますので、また後ほどいろいろちょっとお伺いしたいと思えますけれども、よろしくお伺いをしたいというように思っております。

今回の点検では市町村によって危険箇所の判断に差があるとされまして、単純に数の多さで危険性比較はできないと説明をされております。

確かに中川村は30か所でありまして、上伊那各地を見ても少ないところもありますし、同じ目線で見ているかどうかという部分も若干未知であるというように考えておるわけでありまして。

いずれにいたしましても、ハード整備っていうのは横断歩道の新設なり歩道整備っていうことだともいますし、またソフト対策としては通学路の変更なり見守り活動ということがソフト対策というように言われておるわけでありまして、県は報告された危険箇所は計画的に実施をするようにということでもあります。

先ほどからすみません30か所30か所っていうのが出てまいりますが、中川村としての内訳ですけれども、先ほど村長の回答の中ではハード面対策が15か所、それからソフト関係、ソフト整備が15か所というような説明がありましたが、若干聞きたいのは、東小学校関係、西小学校関係ではどのような数字になっておるのかちょっとお伺いをしたいというふうに思えます。

○教育次長 それでは内訳につきまして私のほうから回答をさせていただきます。

東小学校のハード面につきましては横断歩道付近の路面標示、それからカラー舗装等が8件、それから路側帯のカラー舗装が2件、歩道の設置が1件、通学路工事箇所の安全対策が1件、ソフト面では注意喚起の対策が6件、止まれ標示が1件、カーブミラーの設置が1件、歩道の草刈りが1件となります。

西小学校のハード面につきましては交差点の路面標示が1件、路側帯カラー舗装が1件、横断歩道設置が1件、ソフト面につきましては防犯灯設置が2件、歩道の樹木の伐採が2件、注意喚起の対策が1件、横断旗の設置が1件となっています。

○1 番 (片桐 邦俊) 圧倒的に東小学校関係が多いような報告があったわけでありましてけれども、全て緊急性があるという話ではないというふうには思いますが、ぜひこんなことはできるだけ改善を進めていってほしいなあというように考えておるわけでありまして。

(3)のどのように進めるかにつきましては、先ほど村長から回答いただきましたので結構であります。

それで、今お話がありましたけれども、地域要望の中には通学路の横断歩道新設の継続要望もあるわけでありまして、私も聞いておる中では条件的になかなか難しい状況もあるというように聞いております。

国道、県道の危険箇所での注意喚起のため先ほどからも言われております路面標示や看板などの要望が出されているようでありまして、村としても引き続き早期実現に向け県等へ強く要望をお願いしていきたいというように思っています。

前段の村長の回答では竜東線では改善された場所もあるというお話もお伺いしましたけれども、先ほどのお話を聞く中では要望がまだまだあるというように判断をしておりますので、ちょうど国なり県なりでこういった緊急点検を実施したところでありまして、ぜひ県等に対してはできるだけ強く要望をしていただきたいというふうに考えますけれども、村としての今の対応等につきましてお伺いをしたいと思えます。

○村 長 先ほど答弁は結構ということでございましたので、この件についてはしっかりと答弁をさせていただきたいと思っております。

長野県管理の道路施設等についても情報を共有いたしましてできるだけ早期に対応が行われるよう依頼、要望をしていきたいと思っております。

皆さん御存じかと思いますが、先ほど申しましたとおり主要地方道伊那生田飯田線の路面標示が先月――先月かなあ、その前かなあ、行われております。これだけでは実は不足をしております、あの道路は非常に整備をされ過ぎているという言い方はないんですが、スピードが非常に出るということで葛島地区の皆さんからは非常に評判の悪い道路でありますし、P T Aの皆さんからも非常に危険であると再三再四言われております。皆さんも御存じのとおりであります、いよいよニアの発生土がある道を通って運ばれる暁には大型車両の通行も予想されますし、そうなったときも踏まえて以前から路面標示、安全ないわゆる減速をするような標示をお願いしておりますけれども、来年度はカラー舗装、カラー標示を計画していると聞いて

おりますので、ぜひ実現できるようにしっかりと要望してまいりたいというふうに思っております。

○1 番 (片桐 邦俊) 今、村長のほうからも強い回答をいただきましたので、ぜひその方向で進んでいただきたいというように思うわけであります。

最後になりますけれども、文部科学省のほうの今回の通学路における合同点検等実施要領では「危険箇所や対策必要箇所については、児童・保護者、地域住民、関係機関の認識を高め、広く協力を得られるよう、地域の実情等に応じ、具体的な対策の予定の有無に関わらず、可能な限り幅広く、各市区町村のホームページ等に公表等することが望ましい。」とされております。

安全対策として平時から危険箇所について注意するよう周知することが必要というように考えますけれども、公表につきましては村としてどのようにお考えになるのかお伺いしたいと思います。

○村 長 失礼いたしました。ちょっと調整がうまくいっていません。

今回、中川村として報告をいたしました30か所につきましては、ほとんどが各学校PTAから要望があったものでございまして、平素の対応としましては地区児童会、地区生徒会等で児童生徒には具体的に安全指導を行っておりますし、PTA校外指導部が中心となって取り組んでいるようでございますので保護者もある程度認識をしており登下校の見守りや街頭指導等の安全指導を行っていただいております。

また、村のホームページに通学路交通安全プログラムというものを掲載しており、併せて平成26年度からの危険箇所の一覧表を公表しております。地図等で地域住民にも分かりやすくするなどの工夫の余地はあるかなというふうに考えております。

最後に、子どもの安全を守るためにはドライバーの安全意識が不可欠になっております。昨今、過度にスピードを出す車、赤信号になっても通り抜けていく車、横断歩道を渡りそうな歩行者がいても止まらない車等を目にすることがあり、非常に心配になります。あらゆる機会を通して交通安全を訴えてまいるとともに、大人が子どもの見本になれるかどうか、しっかりと意識していかなければならないというふうに考えております。

そういう意味で、危険箇所についての周知、公表について工夫をしていきます。

○1 番 (片桐 邦俊) 申し訳ありません。村長から今回回答いただきましたけれども、村のホームページにそういった交通安全プログラム等の部分があるのを私も知りませんでした。そんな部分でぜひ皆さん方にできる限り周知を徹底いただいて、子どもの安全確保が図れるようにまた工夫をお願いしていきたいなというように思っております。

それと、最後にお願いしたいのは、ハード面につきましては条件が合いさえすれば改善が可能になっていくんだろうというように思っておるんですけれども、やっぱりソフト面、先ほどもお話ししましたけれども、実は危険箇所等についてのソフト面についてはいわゆる見守りっていう部分が必要になってくるのかなと思います。今も各小学校のほうでは祖父母の会等を中心に見守りもされておるところもあるわけであり

ますが、こういった部分では、やっぱり見守りっていうと、今度は人、誰がやっているのかっていうこと、こんなこともやっぱり課題になってこようかと思っております。

交通安全については、年に1回の推進会議だけではなく、何かやっぱり少し検討を加えて前でも進むような方向で会議を開催していただければなあということをお願い申し上げます。

○議長 これで片桐邦俊君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会といたします。

お疲れさまでございました。

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後4時07分 散会]